内容目録記入濟

大正元年九月二十日第三種郵便物認可
大正八年五月十五日發行（毎月一回十五日發行）

臺灣時報

第百十三號

大正八年五月十五日

MAY 23 19

目次

衛生と經濟との關係……醫學博士 堀内次雄……一
戰後の國際經濟戰と南洋市場……法學士 木村増太郎……九
裏面より觀たる清朝治下の臺灣 蕉鹿夢……一三
米國事情……一八
臺灣の諸會社……二三
彙報……二五
漢文時報……三二―四四
▼東宮御成年式▼大和魂眞意義▼世界春光▼東洋經濟界
▼臺灣金融▼臺灣刑法觀▼日本詩運之推移

東洋協會臺灣支部

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本日華南銀行開創立總會于玆、余得陪此席、余之光榮也、曷勝欣幸、余將就該銀行與我臺灣銀行之關係、爲一言而申明之、彼華僑銀行之問題、實爲我臺灣銀行多年之懸案也、此事想諸君亦已稔之、我臺灣銀行派遣行員赴南洋方面調查諸事、又徧訪諸朝野有力者、詢其意見、愼重研究、惟機運未熟、華僑銀行、未得成立、以迄于今、顧歐洲大戰以來、本邦與南支南洋的關係、所有貿易及其他諸事、愈形親密、日支提携之聲、尤爲切實、此可謂華僑銀行之創立、機運已到矣、余心焉喜之、當此之時、林熊徵氏等、計畫華南銀行之設立、彼等屢來本行磋商、聞其目的性質與我臺灣銀行多年宿題之華僑銀行、毫無差異、本行欲貫徹本行之素志、以爲與其設立華僑銀行、毋寧援助華南銀行計畫、使之進行、較爲捷徑、於是極力設法、援助華南銀行之計畫、如招募株式。竝其他關于創立一切之事務、亦無一不爲之襄助、今幸蒙政府以及內外有力者非常賛同、今日得見開創立總會、曷勝共慶、我臺灣銀行、對此華南銀行、從來有如此關係、以故自今以往、倘有求于我、我臺灣銀行、匪唯不辭行員之割愛、卽資金之援助、竝其他營業上、百事萬項、亦當一一指導誘掖、華南銀行重役各位、須鑑于該行設立之趣旨、均宜努力、期發揚日支兩國人互相提携之實蹟、且使彼我經濟的關係、愈堅牢、愈密接、是則余之所厚望也

▲詩觀▼

講和論戰功五古　　學海

講和議會開、近在四月耳、戰勝國計功、從玆將開始、孰操發言權、法英美同揆、他如白與伊、庶幾得比擬、若言陸海軍、奮先不畏死、我日本誇言、實非敢自侈、利益獲將來、功高有如彼、其次及東洋、差堪與媲美

春草七律

東風吹徹散平蕪、萬里關河入畫圖、野火曾經靑未了、情根不斷綠仍蘇、無邊烟景開芳甸、有象春光繞上都、莫訝晴芬殘雪後、天街雨潤木如酥

春日口占

有鳥鳴嚶々、渾如叫太平、講和議會啓、卽此兆先聲

其二

如膏降曉天（二月四日午前大雨故云）恰値立春前、萬彙生機活、欣々卜有年

戀春　　小野西洲

二月已過三月來。
梅花繚亂早櫻開。
叮嚀風雨休相妒。
留得花容醉玉杯。

春樓坐雨

春雨絲絲暗小樓。
春煙漠漠罩芳溝。
花飛檻外人枯坐。
鎮日無言對水鷗。

淡江春雨

白沙沙上白鷗雙。
流水花前笠立矼。
玉笛音徽人不見。
一蓬煙雨下春江。

春郊行吟

春郊十里起春煙。
春水春山翠接天。
鳥舞春風魚戲水。
春圖一幅春無邊。

内容目録記入濟

大正元年九月二十日第三種郵便物認可
大正八年五月十五日發行（毎月一回十五日發行）

臺灣時報

第百十三號

大正八年五月十五日

MAY 26 1919

目次

衛生と經濟との關係……醫學博士 堀內次雄…一
戰後の國際經濟戰と南洋市場……法學士 木村增太郎…九
裏面より觀たる清朝治下の臺灣 蕉鹿夢…一三
米國事情…一八
臺灣の諸會社…二三
彙報…二五
漢文時報…三二－四四
▼東宮御成年式▼大和魂眞意義▼世界春光▼東洋經濟界
▼臺灣金融▼臺灣刑法觀▼日本詩運之推移

東洋協會臺灣支部

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本日華南銀行開創立總會于玆、余得陪此席、余之光榮也、曷勝欣幸、余將就該銀行與我臺灣銀行之關係、爲一言而申明之、彼華僑銀行之問題、實爲我臺灣銀行多年之懸案也、此事想諸君亦已稔之、我臺灣銀行派遣行員赴南洋方面調查諸事、又徧訪諸朝野有力者、詢其意見、愼重研究、惟機運未熟、華僑銀行、未得成立、以迄于今、顧歐洲大戰以來、本邦與南支南洋的關係、所有貿易及其他諸事、愈形親密、日支提携之聲、尤爲切實、此可謂華僑銀行之創立、機運已到矣、余心竊喜之、當此之時、林熊徵氏等、計畫華南銀行之設立、彼等屢來本行磋商、聞其目的性質與我臺灣銀行多年宿題之華僑銀行、毫無差異、本行欲貫徹本行之素志、以爲與其設立華僑銀行、毋寧援助華南銀行計畫、使之進行、較爲捷徑、於是極力設法、援助華南銀行之計畫、如招募株式。並其他關于創立一切之事務、亦無一不爲之襄助、今幸蒙政府以及內外有力者非常替同、今日得見開創立總會、曷勝共慶、我臺灣銀行、對此華南銀行、從來有如此關係、以故自今以往、倘有求于我、我臺灣銀行、匪唯不辭行員之割愛、即資金之援助、故其他營業上、百事萬項、亦當一一指導誘掖、華南銀行重役各位、須鑑于該行設立之趣旨、均宜努力、期發揚日支兩國人互相提携之實蹟、且使彼我經濟的關係、愈堅牢、愈密接、是則余之所厚望也

▲詩　觀▼

講和論戰功五古　　學　海

講和議會開、近在四月耳、戰勝國計功、從玆將開始、孰操發言權、法英美同揆、他如白與伊、庶幾得比擬、若言陸海軍、奮先不畏死、我日本誇言、實非敢自侈、利益獲將來、功高有如彼、其次及東洋、差堪與媲美

春草七律

東風吹徹散平蕪、萬里關河入畫圖、野火曾經靑未了、情根不斷綠仍蘇、無邊烟景開芳甸、有象春光繞上都、莫訝晴芬殘雪後、天街雨露木如酥

春日口占

有鳥鳴嚶々、渾如叫太平、講和議會啓、即此兆先聲

其二

如膏降曉天（二月四日午前大雨故云）恰值立春前、萬彙生機活、欣々卜有年

戀春　　小野西洲

二月已過三月來。梅花繚亂早櫻開。
叮嚀風雨休相妒。留得花容醉玉杯。

春樓坐雨

春雨絲絲暗小樓。春煙漠漠罩芳溝。
花飛檻外人枯坐。鎮日無言對水鷗。

淡江春雨

白沙沙上白鷗雙。流水花前笠立矼。
玉笛音徹人不見。一篷煙雨下春江。

春郊行吟

春郊十里起春煙。春水春山翠接天。
鳥舞春風魚戲水。春圖一幅春無邊。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正元年九月二十日第三種郵便物認可
大正八年五月十五日發行（每月一回十五日發行）

内容目録記入濟

臺灣時報

第百十三號

大正八年五月十五日

MAY 23

目次

衞生と經濟との關係……醫學博士 堀內次雄……一
戰後の國際經濟戰と南洋市場……法學士 木村增太郎……九
裏面より觀たる清朝治下の臺灣……蕉鹿夢……一三
米國事情……一八
臺灣の諸會社……二三
彙報……二五
漢文時報……三二―四四
▼東宮御成年式▼大和魂眞意義▼世界春光▼東洋經濟界
▼臺灣金融▼臺灣刑法觀▼日本詩運之推移

東洋協會臺灣支部

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

是、敎澤覃敷、敎化大行、島民幸福、全島光榮、亦帝國盛事也、謹錄新敎育令如左、

◎臺灣敎育令

第一章　總　則

第一條　在臺灣臺灣人之敎育。悉依本令。

第二條　敎育以關於敎育勅語之旨趣爲基。育成忠良國民爲本義。

第三條　敎育期於適合時勢及民度。

第四條　敎育分之爲普通敎育。實業敎育。專門敎育及師範敎育

第二章　普通敎育

第五條　普通敎育。留意於身體發達。施以德育授以普通之知識技能。涵養爲國民之性格。普及國語等爲目的。

第六條　爲普通敎育之學校。分爲公學校。高等普通學校。及女子高等普通學校

第七條　公學校係對於兒童。施以普通敎育授以生活必須之知識技能。

第八條　公學校之修業年限爲六年。但依土地之情況。得短縮之

第九條　得入學於公學校者。年齡爲七年以上

第十條　高等普通學校。對男子施高等普通敎育。授以生活有用之知識技能。

第十一條　高等普通學校之修業年限爲四年。

第十二條　得入學於高等普通學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上學力者。

第十三條　女子高等普通學校。對於女子施高等普通敎育。養成婦德授以其生活有用之知識技能。

第十四條　女子高等普通學校之修業年限爲三年。

第十五條．得入學於女子高等普通學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第十六條　女子高等普通學校。得置實科。或但置實科。實科之修業年限。三年以內。關於其入學資格臺灣總督定之。

第三章　實業敎育

第十七條　實業敎育。以授農業工業商業其他實業所關知識技能。兼養成德性爲目的。

第十八條　實業敎育之學校。分爲實業學校。及簡易實業學校

第十九條　實業學校之修業年限。爲三年或四年。

第二十條　得入學於實業學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第二十一條　關於簡易實業學校之修業年限。及入學資格。臺灣總督定之。

第四章　專門敎育

第二十二條　專門敎育。以授高等之學術技藝爲目的。兼留意於涵養德性。

第二十三條　專門敎育之學校。爲專門學校。

第二十四條　專門學校之修業年限。爲三年或四年。在專門學校。得置三年或四年之豫科。

第二十五條　得入學於專門學校者。爲其專門學校豫科修了者。高等普通學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。得入學於專門學校豫科者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第五章　師範敎育

第二十六條　師範敎育。特注力於涵養德性。養成可爲公學校敎員者爲目的。

第二十七條　師範敎育之學校。爲師範學校。

第二十八條　師範學校置豫科及本科。豫科之修業年限爲一年。本科之修業年限爲四年。

師範學校得置修業年限一年之公學校敎員講習科。

第二十九條　得入學於師範學校豫科者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

得入學於師範學校本科者。爲師範學校豫業修了者。或與之有同等以上之學力者。

關於公學校敎員講習科之入學資格。臺灣總督定之。

第三十條　高等普通學校。與女子高等普通學校。得置修業年限一年之師範科。養成爲公學校敎員者。

在官立或公立之實科學校。得置修業年限一年之師範科。養成可爲簡易實業學校敎員者。得入學於高等普通學校師範科。或女子高等普通學校卒業者。得入學於實業學校師範科者。爲其實業學校卒業者。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第六章　補則

第三十一條　公學校。高等普通學校。女子高等普通學校。實業學校。簡易實業學校。專門學校及師範學校之教科編制。設備及授業料等所關規定。臺灣總督定之。

第三十二條　專門學校及師範學校爲官立。公學校。高等普通學校。及女子高等普通學校。爲官立或公立。公立學校之設立或廢止。要受臺灣總督認可本令所揭以外。爲特殊教育之學校。其他教育施設。並私立學校。及教育施設所關。依臺灣總督所定。

附　則

本日施行之期日。臺灣總督定之。

本令施行之際。現存之臺灣公學校。臺灣公立中學校。臺督總督府附屬女學校。臺灣總督府醫學校。臺灣總督府國語學校公學師範部乙科。依本令爲公學校。高等普通學校。女子高等普通學校。專門學校師範學校。臺灣總督府國語學校國語部。現在生徒在學之間。仍得爲存續。本令施行之際。現存之私立學校暫時仍得依。從前之例。

◉貧民之福音

嘗聞賑饑救荒、爲王道所不廢、恤貧濟困、亦仁政之一端、此中之輕重緩急、善蒞治者、自有機衡焉、我內地產米不足、米價高昂。是以本島產米移出、本島又不足、米價暴騰、貧民困苦、我督府、者番頒布府令、嚴督奸商、洵可謂貧民之福音云、在當局、意謂本島產米、客歲移出之數、百十一萬石、較諸大正六年、約加三十萬石、若較諸大正五年、實加四十三萬石、如斯多數頻增、將不但使本島米價、日見騰貴、卽如近時事勢、竟已侵蝕島內消費範圍、又轉而供諸移出之用、市場一部、到青黃不接之際、難免有二三十萬之缺乏、是可預想者、因米不足、米價高貴、無怪乎農家貪厚利而閉糶、商賈乘機會而壟斷、以故今者島米空前騰昂、每石二十八九元、零賣一升三十五六錢、較之客年一月平均市價五十圓八十二錢、零賣一升二十錢、再比諸大正五年一月平均市價每石八元二角二、米價之飛騰、殊覺異常、人々驚駭、職是之故、顧本國苦于產米不足、爲米價高貴所厄、殖民地雖有多少犧牲、亦當盡餘力以救緊急、故講移出之途、爲米價調節之助、於殖民政策上、及本島經濟政策上、通盤籌畫之、是亦理之所當然也、雖然本島米之移出餘力、已盡舉而應內地要需、所剩復有幾何、就最近五年之平均計本島自消米額、年約四百五萬石、客年早季收穫前本島存米亦有不足、賴有輸入米幾補其缺、客年本島產額、比常年頗形膨脹、早季實收二百四十一萬餘石、晚季豫想有二百五十萬、計四百九十一萬石、以此供的一年消用尙有八十六萬石、爲客年七月以降至本年六月之搬出島外餘力、然查自客年七月以降之島米移出狀況、移出內地、大有增加、其數實九十三萬石之多、區々半載、猶且凌駕諸大正六年移出全數、而超過出口餘力、至七萬石之巨額、幸而現時專對岸來米、源々不絕、差堪彌補欠缺、內地米價不能容易跌下、勢必至誘致島米之內移。浸假有大宗採糶、突然而來、與目下每期便船、各有相當運出、而內地代用米之制度、復見活動、將來島米之價、難免立見高唱外米之來、又難預期其供給潤澤、苟置之不理、勢必以供諸本島消用者、又轉而移諸內地、至此復移出、將來本島不獨米價異常暴騰、且必至消用不足、遭大悲痛、令人有不堪設想者、此次發布府令、對內地移出米、亦與外國輸々出

米、同採許可主義、爲本島需用米々價之調節計、此事實出於萬不得已焉者、噫嘻、恤貧濟困、自有機衡、督府必有幾經審愼、而後頒此府令、爲食粮計、實爲本島貧民計、然則貧民何幸而得此福音也哉、謹將府令本文、譯錄如左、

府令第七號

米穀移出許可所關之件

第一條　欲將米穀移出島外。須先具案。詳載種類數量。買入及移出期限。移出前頭港埠。移出前頭買主。授受時期買入所按價格。稟請臺灣總督許可。

第二條　本令施行前。既作移出契約。移出未了者。前條所揭事項而外須添證該契約之書類。自本令施行之日起。五日以內。稟請許可。

第三條　凡屬詐欺請得許可。或移出期限過後。猶不移出者。得將其移出許可取消。

第四條　違背第一條第二條規定者。處之一年以下懲役。或二百圓以下罰金。

附則

本令自發布之日施行。照本令所定。提出書類於臺灣總督。不須經由地方廳云云。

◉華南銀行創立總會

本年一月念九日、於臺北鐵道旅館、開華南銀行創立總會、要項次第、臚列於左、

一、發起人守永氏、宣言開會、曰遵照商法第百二十九條第一回株金繳納完畢、是以遵照商法第百三十一條於玆招集各股主創立總會焉、

二、一同發議、因爲整理議事選任議長、於是後宮氏推臺灣銀行副頭取中川氏爲議長、皆同聲贊成而決定

三、議長中川小十郎氏著議長席而敘詞

四、宣言謂是日株主出席者二百九十五名、(含委任狀)、此株數五萬六千四百二十株、即股份人之半數以上、是創立總會蓋以適合商法第百三十一條第二項而會社已成立焉

五、發起人守永氏遵照商法第百三十二條、報告數項、記載于左

(甲)定款之作成

(乙)認可之申請

(丙)股份之總額數

(丁)第一回之繳交

(戊)創立費用

(己)招股狀況(此一事林熊徵氏報告)

六、遵照商法第百三十三條、宣言取締役及監查役之選任、

七、株主顏雲年氏提出動議、謂關本行之業務經營、願將來永求臺灣銀行之指導

八、臺灣銀行頭取櫻井氏起述快諾、謂我臺灣銀行亦必歡迎之援助之

九、陳啓貞氏提出動云重役之選任、請一任于議長、滿場皆贊成

十、議長中川氏就重役之定員及其選任之方針、說明曰、本華南銀行、既爲日支合辨之事業、重役之選、自應日支各半數、顧臺灣總督府律令銀行營業取締規則第二條曰於臺灣設本店、經營銀行營業之會社、其會社之責任社員取締役及監查役半數以上、須由本島居住者選任之、有此規定、是不得不以上之方針、故日本側欲多選取締一名監查役一名

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十一、中川議長、詮衡之後、遂指名左開諸氏爲重役、林熊徵、林烈堂、陳中和、池田常吉、守永久米松、小笠原三九郎、山瀨肇、淸水孫秉、(以上臺灣)、盛恩頤(上海)、劉崇偉(福洲)、黃慶元(厦門)、梅晉之(廣東)、劉炳炎(新嘉坡)、鄭俊懷(三巴壟)、李雙輝(加拉巴)

十二、對是日不到此席之重役、以電信通知、求其承諾

十三、林烈堂氏代表諸重役、敘就任之詞

十四、於別室開重役會議、

(天) 重役互選

(地) 定款二十九條中有總理代行副總理、選池田氏爲副總理

(人) 顧問及相談役之推薦、請一任于臺灣銀行副頭取

十五、顧問及相談役發表列于左

顧問、柳生一義(東京)、中川小十郎(臺灣)、郭春秧(加拉巴)

相談役、山本悌二郎、窪田四郎。下坂藤太郎。山成喬六(以上東京)、佐田家年、南新吾、辜顯榮、李景盛、林獻堂(以上臺灣)、朱葆三(上海)、藍重頤(同)、黃秉榮(福洲)、蔡法平(同)、葉崇祿(厦門)、田文甫(香港)、季子雲(同)、楊梅賓(同)、黃鰲塘、江孔殷、陳勉畲(以上廣東)。施光銘(馬尼拉)、林振宗(蘭貢)、林文慶(新嘉坡)、林秉祥(同)、兪宏瑞(加拉巴)

十六、蔡蓮舫氏提出動議、謂宜選任檢查役、皆請委任于議長指名

十七、議長指名之下、由株主中擧木村匡氏等五氏爲檢查役、

暫時休憩

十八、檢查役木村匡氏報告檢查役

十九、變更定款議事而守永發起人就別册定款書中朱字之各條、說明之

二十、一同贊成而決定變更定款之事、

二十一、創立總會、法定事項、商議告畢

創立總會終結

二十二、宣言會社之成立、

二十三、株主總會假決議二件列于左

(甲) 重役俸給及報酬之件

一、辦常務取締役之俸給、月給一百元至五百元以內、由重役會決議而定之、

二、不服常務之取締役及監查役、不給辛金但、服特別之勤務、則由重役會之決議、得以給之

三、取締役居住臺灣、辦常務者津貼十五成以內、勤務于海外者津貼二十五成以內

(乙) 代表會社之重役、以林熊徵當之、

二十四、總督閣下以下諸氏咸有援助會社之創立、宜對諸氏、報告會社之成立、竝表謝意、尙求將來之援助

二十五、議事終結

二十六、臺灣銀行頭取櫻井氏之演說、

二十七、銀行代表者林熊徵敘禮

二十八、中川議長敘詞

二十九、於別室茶菓饗應

▲頭取之敘詞

本日華南銀行開創立總會于玆、余得陪此席、余之光榮也、曷勝欣幸、余將就該銀行與我臺灣銀行之關係、爲一言而申明之、彼華僑銀行之問題、實爲我臺灣銀行多年之懸案也、此事想諸君亦已稔之、我臺灣銀行派遣行員赴南洋方面調查諸事、又徧訪諸朝野有力者、詢其意見、愼重研究、惟機運未熟、華僑銀行、未得成立、以迄于今、顧歐洲大戰以來、本邦與南支南洋的關係、所有貿易及其他諸事、愈形親密、日支提攜之聲、尤爲切實、此可謂華僑銀行之創立、機運已到矣、余心焉喜之、當此之時、林熊徵氏等、計畫華南銀行之設立、彼等屢來本行磋商、聞其目的性質與我臺灣銀行多年宿題之華僑銀行、毫無差異、本行欲貫徹本行之素志、以爲與其設立華僑銀行、毋寧援助華南銀行計畫、使之進行、較爲捷徑、於是極力設法、援助華南銀行之計畫、如招募株式。竝其他關于創立一切之事務、亦無一不爲之襄助、今幸蒙政府以及內外有力者非常贊同、今日得見開創立總會、曷勝共慶、我臺灣銀行、對此華南銀行、從來有如此關係、以故自今以往、倘有求于我、我臺灣銀行、匪唯不辭行員之割愛、卽資金之援助、竝其他營業上、百事萬項、亦當一一指導誘掖、華南銀行重役各位、須鑑于該行設立之趣旨、均宜努力、期發揚日支兩國人互相提攜之實蹟、且使彼我經濟的關係、愈堅牢、愈密接、是則余之所厚望也

▲詩觀▼

講和論戰功五古　學海

講和議會開、近在四月耳、戰勝國計功、從玆將開始、孰操發言權、法英美同揆、他如白與伊、庶幾得比擬、若言陸海軍、奮先不畏死、我日本詡言、實非敢自侈、利益獲將來、功高有如彼、其次及東洋、差堪與媲美

春草七律

東風吹徹散平蕪、萬里關河入畫圖、野火曾經靑未了、情根不斷綠仍蘇、無邊烟景開芳甸、有象春光繞上都、莫訝晴芬殘雪後、天街雨露木如酥

春日口占

有鳥鳴嚶々、渾如叫太平、講和議會啓、卽此兆先聲

其二

如膏降曉天（二月四日午前大雨故云）恰値立春前、萬彙生機活、欣々卜有年

戀春　小野西洲

二月已過三月來。
梅花繚亂早櫻開。
叮嚀風雨休相妒。
留得花容醉玉杯。

春樓坐雨

春雨絲絲暗小樓。
春煙漠漠罩芳溝。
花飛檻外人枯坐。
鎮日無言對水鷗。

淡江春雨

白沙沙上白鷗雙。
流水花前笠立矼。
玉笛音微人不見。
一蓬煙雨下春江。

春郊行吟

春郊十里起春煙。
春水春山翠接天。
鳥舞春風魚戲水。
春闘一幅春無邊。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内容目録記入濟

臺灣時報

第百十三號

大正八年五月十五日

大正元年九月二十日第三種郵便物認可
大正八年五月十五日發行（毎月一回十五日發行）

MAY 20

目次

衛生と經濟との關係……醫學博士 堀内次雄……一
戰後の國際經濟戰と南洋市場……法學士 木村增太郎……九
裏面より觀たる清朝治下の臺灣……蕉鹿夢……一三
米國事情……一八
臺灣の諸會社……二三
彙報……二五
漢文時報……三二…四四
▼東宮御成年式▼大和魂眞意義▼世界春光▼東洋經濟界
▼臺灣金融▼臺灣刑法觀▼日本詩運之推移

東洋協會臺灣支部

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎東洋協會臺灣支部役員氏名（イロハ順）

支部長　下村宏

支部副長　高田元治郎

幹事長　櫻井鐵太郎

幹事

池田常吉　鎌田正威　隈本繁吉　菊池武芳
石井光次郎　辰野龜雄　楠正秋　北村吉之助
片山秀太郎　野呂寧　阿部滂

評議員

飯田章　稻垣長次郎　石川昌次　原登喜次　服部仁藏　富島元治　陳中和　陳信齋　林月汀　林儀鳳　川原義太郎　加福豐次　高田元治郎　立川運　相馬半治　藍高川　菅野善三郎　山移定政　槇哲　小畑駒三
伊東義路　池田常吉　市來半次郎　原鶴次郎　羽鳥精一　富地近思　陳柱卿　李景盛　林熊徵　林爾嘉　片山秀太郎　鎌田正威　高山仰　谷野格　中川小十郎　武藤針五郎　隈本繁吉　山下秀實　丸田治太郎　吳汝祥
礒造次郎　石井光次郎　石丸長城　橋本貞夫　新元鹿之助　張之遠　陳鴻鳴　林澤蓁　林鶴壽　王慶忠　賀來佐賀太郎　高橋辰次郎　高木友枝　辰野龜男　中村啓次郎　野呂寧　楠正秋　山本悌二郎　松本徒爾　洪以南
古賀三千人　辜顯榮　赤石定藏　相賀照鄉　蔡蓮舫　柵瀨軍之佐　許廷光　木村久太郎　北村吉之助　御厨規三　白莊司芳之助　角源泉
小松吉久　吳昌才　阿部滂　相川茂鄉　坂本素魯哉　櫻井鐵太郎　許梓桑　木下新三郎　南新吾　徐杰夫　下坂藤太郎　末松偕一郎
小松楠彌　枝德二　荒井泰治　佐藤德治　佐田家年　齋藤愛二　木村匡　菊池武芳　三村三平　謝鵬搏　廣瀨吉郎

地方委員長

臺北　富島元治　宜蘭　小松吉久　桃園　武藤針五郎
新竹　高山仰　臺中　三村三平　南投　御厨規三
嘉義　相賀照鄉　臺南　枝德二　阿緱　齋藤愛二
臺東　市來半次郎　花蓮港　飯田章　澎湖　相川茂鄉

事務部

常任幹事

石井光次郎　片山秀太郎　鎌田正威
辰野龜雄　野呂寧　阿部滂
菊池武芳

庶務委員

森永信光　渡木利平　執行碩二

會計委員

藤代三九三　菱村彥十郎　石原研吉

編輯部

野呂寧　片山秀太郎　藤田捨次郎
中野順三郎

常務係

主事　中野順三郎　書記　伊藤齡之助

臺灣時報　第百十三號

衞生と經濟との關係

醫學博士　堀内次雄

此の一篇は去月二十日東洋協會臺灣支部の創設に係る臺灣商工學校の第二回開校記念日に當り同校に於て堀内博士の講演せられたるもの、速記錄なり

本日は本校の第二回開校紀念日に當りまして、玆に祝賀の式を擧げらるゝ際に、私も亦た此席末を瀆すことが出來ましたのは、私の非常に喜びとする所で御座います。更に又た此機會に於て何か一場の御話をせよと云ふ御依賴を受けましたが、突然のことでありまして、餘り深く準備して置いたこともなかつたのでありまするけれども、豫て本校を卒業する諸君が、卒業前に於て一般衞生の智識と云ふものを多少持つて居らるゝと云ふことは、是非必要のことゝ自分は考へて居つたのでありまして、殊に本島を離れて海外に行つて、實業に從事しやうと云ふ人々に對して、特に私は是非お進めしたいと思ふことがあるのであります。さう云ふ事柄は餘り長く時間を取る譯に行きませんけれども、切めては四五時間を要して講義をするやうに爲してはドウか、と云ふことを係りの方に御相談をしたことも在つた位で、今日はさう云ふことを言ふのではありませんが、豫て本校を出て行く人に對しての私の希望が在つたのでありますから、其の事と幾らか關係を持つて、又た他日さう云ふ御話をすることの準備の爲に、其の一部分を今日御話しやうと考へたのでありまして、偶ゝ此祝賀式に當つて其の紀念の爲に私が此處で講演をすると云ふことはは私の甚だ光榮とする所であります。

衞生と云ふことは元來醫學に對して如何なる關係を有して居るかと申しますと、衞生は醫學の應用でありまして、其の理屈は醫學に基いて色々と衞生の方法を研究するのでありますが、然らば衞生は醫學に基いてドウ云ふことをするかと云ふに、夫れは人間の健康を保ち、尙は進んで其の健康を增進して行くと云ふことを圖る所の方法であります。世の中の如何なる人と雖も健康を望まない人はないのであつて、神樣に禱るにしても矢張り自分なり家族なり、又は國民なりの身體の健康を祈ると云ふことは、其の禱る言葉の裡に這入つて居るのが通例で、又た人に手紙を書くにしも、御健康であるか、御機嫌宜しいかと、始終健康と云ふことが念頭にあるので、又た祝杯を擧げるにも御健康を祝

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

すると云ふて乾杯するのが通例で、兎に角世の中に如何に幸福が在つても、健康でなければ決して幸福を充分に享けることは出來ない。凡そ世の中に必要の事柄は澤山ありますが、衛生に注意して健康を保つと云ふことは、亦た大なる必要の事項で、是れは申す迄もないことであります。然し此處では衛生の方法を述べるのではない。さう云ふことは四年も五年も懸つて醫學校で研究するので、今夫れを一々述べるのではありませんが、特に本校に學ばるゝ所の諸君は、學校を出てから主として商工業の實業に從事する人が大多數でありますから、今日は總ての人に共通である衛生の事柄は餘り述べないで、殊に實業方面とドウ云ふ關係があるかと云ふ、さう云ふ點を一部分御話をして置きたいと思ふのであります。

扨て衛生と云ふことは、之を實行する方法に色々ありまして、個人々々に注意する衛生の方もあります。之を個人衛生法と申します。又た一人の力では到底出來ない、團體の力か或は國家の力に依る方法、さう云ふやうな大きい多數の力に依つて始めて出來る事柄もあります。さう云ふ事柄を公衆衛生法と言ひます。個人衛生法にしても公衆衛生法にしても、其の衛生狀態が良くなつて、多くの人が健康になると云ふことは、それは何で判るかと云うに、之は分りさうなことで實際は甚だ判り惡い。どれ丈けと云ふ比較は甚だ分り惡いのである。然し其の中で最も良き標準になるものは、人口に對して死亡者がドレ位あるかを觀る方法である。死ぬ人が多いと云ふことは卽ち不健康の人が多いと云ふことである。此土地は健康な土地であるか、此土地の人の健康狀態はどうであるかと云ふことは、先づ此土地の人がドレ位の割合に死ぬかと云ふことを知るのが最も早途で、次いでは死亡する原因は何であるかを調べる、さうして其の死亡の原因と云ふものが、人間の力で除くことが出來るやうなことであるか、或は除き惡いことであるか、さうして夫れが除き得ることで、又た相當の費用を要けることが出來れば、それを段々除かなければならぬが、如何なる事業をするにも全く金を掛けないで出來ることは殆ど無い。直接間接に皆費用はかゝる。元來衛生と云ふ事柄は費用を澤山かけて、それ丈けの値打の擧がるものかドウかと云ふ疑がある。防疫費の如きは唯ゝ捨てるやうな心持がするもので、かけ出すと幾ら掛けても限りがない。夫れ故衛生に使ふ金は捨てゝ仕舞ふやうな氣のする人もある。殊に智識階級の低い人はさう云ふことを能く了解することが尠いので、衛生狀態を段々改良することは困難なことであります。固より衛生狀態を單に改良すると謂つても、一人々々が先づ自ら改良しなければならぬ。卽ち個人の衛生を守つて各自が先づ自ら健康にしなければならぬ。然う云ふことは種々なる機會で聽かれることであらうから、今日此處では述べませんが、唯臺灣のことに付ても、臺灣の衛生狀態がドンな工合に成つて居るか、一體臺灣は健康な土地か、或は非常に不健康の土地か、內地其他の國に比してドンなかと云ふことを考へますれば、多くの人は臺灣は非常に不健康の土地と思うて居る。支那や南洋は一層臺灣よりも不

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

健康である。故に其の土地は有利の事業があるけれども、生命には換へられないと云ふので、内地からやつて來る人も少ない。海外に行く人も亦た少ない。單に他に好い仕事もないから、生命は危ぶないけれども、生命懸けで出懸けやうといふのでは、それは甚だ不健全なものである。生命と健康に付ては何も心配は無いと云ふ狀態になつて、始めて其の土地で事業を起し、安心して仕事をしやうと云ふ人が出來るのでなければ、本當の發達は期せられない。已むを得ずして行く、他に食ふ途がないから、臺灣なり南洋なり、又は支那なりに行かうと云ふのでは、健全なる事業の發展の出來ないことは勿論であります。故に先づ臺灣の衞生狀態を知り、次いでは支那や南洋の狀態を知り、さうして其の事が人間の力で改良され得るかドウか、それを好くするには資本を掛けなければならぬが、資本を要かければ效果が擧がるか、效驗があるだらうか、と云ふことを主として私は次に御話をしたいと思ふ。

凡そ身體を健康に保つて居ることの値打は、それは多方面にあるのでありますが、其中でも主として之を金錢に現はして……人間の健康を保つことの價値は金錢を得る得ないに止まらない、其他に固より澤山ありますが……金錢に換算することが出來るかドウかと云ふ點を御話をしたいと思ひます。先づ臺灣は占領の當初は瘴癘の地で、非常に不健康の地と認められて居つた。夫れ故戰爭の濟んだ後に臺灣に來る人は、其の當初非常に困難をした話を聽いて、臺灣を非常に惡い非常に不健康な土地と思つて居つた。然し其内諸般の設備も段々出來て來て、臺灣の事情も能く判るやうになつた所で、臺灣に於ける死亡率がドノ位になつて居つたかと云ふことを調べると、明治三十一年以來臺灣に於ける生産及死亡率を見ると、此表の示す通りである。

臺灣に於ける生産及死亡率　（人口千に付）

年次	生産	死亡	増加率	年次	生産	死亡	増加率
三一年	一二、一	七、八	四、三	三九年	三九、三	三四、〇	五、三
三二年	一四、五	一一、七	二、八	四〇年	三九、九	三三、一	六、八
三三年	二〇、九	一七、八	三、一	四一年	三九、一	三二、六	六、五
三四年	二〇、九	二〇、八	〇、一	四二年	四一、一	三八、〇	九、三
三五年	二六、一	二六、三	(一)〇、二	四三年	四二、〇	三八、〇	一四、〇
三六年	二六、四	二八、二	(一)一、八	四四年	四四、二	二六、六	一七、六
三七年	三三、四	三一、八	一、六	四五年	四三、六	二五、三	一八、三
三八年	三七、七	三〇、四	七、三	大正二年	四三、一	二五、三	一七、八

元來土地が健康地になれば、生れる數は殖えて死ぬ數が減る。隨つて其の差が即ち人口の増加で段々殖えて行くのである。前表に據ると明治三十一年から三十八年迄は斯う云ふ數が出て居る。即ち人口千人に付き死亡者よりも生産者の數が段々殖えて行く。けれども此時分の臺灣は未だ人口の調査が完全でなかつたから、此の數字が必ずしも間違ないとは言へない。然るに臺灣では其後幸にして人口調査が非常に精密に行はれた。シカも日本の內地にもない程の統計が行はれた結果、明治三十九年からは人口の數が能く判ることになつて、夫れ以來の統計は非常に正しいものである。夫れに據ると三十九年は全人口を平均して千人に付三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十九人の生産數で、夫れから順を追ふて年々著しく生産の數が殖えて居る。死亡も三十九年以前のは餘り當てになりませんが、最も明瞭に判つたのは、三十九年の人口千人に付三十四人の死亡である。其の翌四十年は三十三人、夫れから順を追ふて二十五人迄に減じて居る。大正二年以後は此表にありません。右死亡減の原因を調べて見なければなりませんが、之から以後も非常に良くなつて、生れる數が殖えて死ぬ數が減つて居る。人口千人に付五、三で千分の五殖えて居る。若し之が十人であると、三百萬に付ては三萬人、三百五十萬に對しては三萬五千人、然るに二十人になれば、それに倍して七萬人、一年に七萬人づゝ人口が殖えるので、此增加率は非常に多いものである。唯多いと言ふ丈けでは判りませんが、世界の國に較べてドウ云ふ狀態になつて居るかと云ふと、左表の如く各國の生産超過を書いて置きましたが、

「ブルガリア」は十七、之は有名な健康な土地で、こゝでは人民が皆な酸乳を飲んで居るので、百歳以上の長壽者が最も多い。夫等が千分の十七乃至十八と云ふやうな數になつて居る。獨逸は十二、十三、十四の間にある。「プロイセン」は十三、十四の間、而して臺灣は十八とか十七とか云ふ有様である。伊太利は十、十一、十と云ふ有様で、墺地

各國生産超過　（人口千人に付）

國名 ＼ 一九〇五年迄五年平均	一八八六 一八九〇	一八九一 一八九五	一八九六 一九〇〇	一九〇一 一九〇五	一九〇六 三十九年	一九〇七 四十年	一九〇八 四十一年	一九〇九 四十二年	一九一〇 四十三年	一九一一 四十四年	一九一二 大正元年	一九一三 二年
ブルガリア	一七・〇	九・七	一七・一	一八・一	二一・七	二一・三	一六・一	一四・〇	一八・五	—	—	—
獨逸	一三・一	一三・〇	一四・八	一四・四	一四・九	一四・三	一四・〇	一三・九	一三・六	—	—	—
プロイセン	一三・三	一四・二	一五・五	一五・二	一五・八	一五・二	一四・九	一四・八	一四・五	—	—	—
伊太利	一〇・三	一〇・五	一一・一	一〇・七	一一・一	一〇・八	一〇・八	一〇・六	一三・四	—	—	—
墺地利	八・九	九・五	一一・七	一二・四	一三・五	一一・二	一一・二	九・九	一一・三	—	—	—
英國	一三・五	一一・八	一一・六	一三・一	一一・七	一一・三	一一・八	一一・一	一一・六	—	—	—
佛國	一・一	〇	一・二	一・六	〇・七	〇・五	一・二	〇・三	一・八	—	—	—
日本	七・五	七・五	一〇・四	一〇・八	九・一	一三・一	一三・八	一三・〇	一三・八	—	—	—
臺灣	—	—	—	—	一〇・七	九・五	八・九	一一・六	一四・〇	—	—	—
同	—	—	—	—	五・三	六・八	六・五	九・三	一四・〇	一七・六	一八・三	一七・八

利は十一、九、十、英國は可なり多い。それでも矢張り十二、十一、十二で居ります。佛蘭西は生産の數が少ない。從つて死ぬ數も少ない。時としては生れる數が少ない。人口が段々減ると云ふ現象が現はれて居るので、色々衛生の方法を考究して居ります。獨逸の如きも近年は矢張り增加率が段々減つて來た。それはドウしても貧困者が多くなる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と死亡者が殖えるので、夫れが爲に同國では貧困者の健康を保つことに力を盡くさなければならぬと云ふので、種々の方法を講じつゝあるのである。英國も其の通りであるが十三以上にはならない。佛蘭西は一、一或は〇であります。日本は七、五或は十二で餘り惡い方ではありませんけれども、臺灣と較べて見ると到底及ばない。世界に於て臺灣の如く增加して行く所は何處にもありませぬ。是は臺灣の本島人のことでありますが、臺灣に來て居る內地人は非常に少ない。其の死亡率は此の表にはありませんが千人に付十五或は十五以內であります。內地では夫れが二十一位で御座います。臺灣に於ける內地人が十五位で、臺灣人と內地人とを交せたものが此の表にある二十五、三であります。さうすると臺灣は非常に健康地とはゐかないが、明治三十九年以來は著しく好くなつて來たので、衛生の歷史に於て此位早く死亡率が減つて、增加率が殖えた國は世界に於てもありませぬ。夫れは此表を見ても能く判るのであります。

之はドウして此樣になつたかと云ふに、是は天然の氣候が良くなつたと云ふのではない。人民の衛生に對する一般の智識が進んで、能く衛生の道を守ることゝ、さうして官民一致して衛生の方法を能く實行し、又た此の爲には資本を惜まなかつたと云ふことの結果であります。是は僅かに臺灣に居る人の誇りであります。故に臺灣は決して天然の氣候がそんなに恐ろしいものでも何んでもない。人力で著しく改良することが出來る狀態にある。否な旣に著しく改良が出來たのである。此人口が增すと云ふことは然らばドンな利益があるかと云ふに、此利益も其の國を段々强大ならしむる爲には、人口の多いことは勿論必要ですが、他のことは措き其內の一部分を御話しますが、玆に斯う云ふ表があります。卽ち死亡率增減と經濟とが如何なる關係を有するかと云ふことで、獨逸は元來世界に於て最も保險事業が發達して居るので、其の事の必要上から精密な調査が出來て居るのであります。

死亡率增減の經濟的關係

從來多數の統計によれば

死亡者一人に付患者數平均　三十五人

患者一人の療養平均日數　二十日

臺灣に於て人口千に付き死亡率一の差ありとすれば

一年間の死亡數　三千四百人

一年間の患者數　十一萬九千人

一年間の療養日數　二百三十八萬日

明治三十九年と大正二年との死亡率の差は人口千に付八、七なり。

故に三年間の死者數　二萬九千五百八十人 ⎫
一年間の患者數　百三萬五千三百人 ⎬ を減じたり
一年間の治療日數　二千七十萬六千日 ⎭

・患者療養費一日拾錢とすれば　二百七萬六百圓

疾病の爲職業に從事せざる夫等の損失(病者の三分の一を收入能力ありと假定し)

一年間休業延日數　七百萬日

所得を一日平均三十錢とすれば　二百十萬圓となる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

故に合計一年間に四百十七萬六百圓の利益を示す

以上

從來多數の統計によれば、死亡者一人に付患者數平均三十五人、病氣は固より長いのも短いのもありますけれども、長い短いを平均して平均三十五人の病人の中で、一人位死ぬと云ふのである。而して患者一人の療養平均日數が先づ二十日である。國に依つて色々事情が違いますが、臺灣では一層長いと考へなければならぬ。臺灣に於て人口千に付き死亡率一の差ありとすれば、一年間の死亡數三千四百人、一年間の患者數十一萬九千人、一年間の療養日數二百三十八萬日になる。ソコで明治三十九年から大正二年迄の間の死亡率の差は八、七になつて居るから、之を金錢に現はすと、一年間に死者二萬九千五百八十人減つて、同じく一年間の患者數百三萬五千三百人、其の一年間の治療日數二千七十萬六千日を減したことになる。患者療養費一日十錢とすれば二百七萬六百圓となる右患者の全體の三分の一丈けが收入あるものとすれば、一年間休業延日數七百萬日、其の所得を一日平均三十錢とすれば二百十萬圓となる。之に前記患者療養費を加ふれば合計一年間に四百十七萬六百圓と云ふ利益が擧つて居る譯であります。けれども死亡及病氣は是丈けのことで決して差引は出來ないので、之が爲に何物にも換へることが出來ないやうな不幸の伴ふことは何人も容易に推測が出來るので、之が爲に本人又は家族は非常の苦みをしなければならぬ。以上は卽ち統計的に其の一部分を現はしたもので、結果は卽ち斯う云ふやうになるのであるから、衞生と云ふことに金を費すことは決して無益なことではない、隨分是には澤山の金を費しても其の效果の擧るものであると云ふことが計數的に分明するのであります。

貧困の原因調査（人口千に對する比例）

原因	區分	百分比例	小計
負傷	災害	二、一	六一、三
扶養者の負傷	災害	〇、一	
扶養者の死亡	災害	〇、九	
扶養者の死亡	災害によらざるもの	一七、五	
疾病	災害によらざるもの	二八、四	
身體又は精神の不全	災害によらざるもの	一二、三	
老衰		一四、九	
兒童の多數なること		七、一	
失職		五、四	
飲酒		二、一	
勞働嫌厭		一、二	
其他各種の原因		七、八	
原因不明者		〇、一	

又た右の表は貧困の原因調査で、日本でも統計調査でやつて居ります。近年迄其の一部分が出來て居ります。貧乏をすると云ふことは何が原因であるか、其の原因は此の表にては負傷、扶養者の負傷、扶養者の死亡等で是は豫期しない災害に依つて起る分として斯う云ふ數を示す。又は災害に依らざるもので扶養者の主人公が死んだとか、其人の死亡なり疾病なり、身體又は精神の不全になる、然う云ふ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ものに依つて起るものを合計すると、百分比例で六一、三を示して居る。即ち六割以上を示して居る。次に老人でも健康狀態が好ければ老衰せずして長く働ける。年齡には關係しない。若くても弱い者がある。それは矢張り身體の健康如何に依るのである。其他兒童の多數なること●失職●飲酒●勞働を嫌ふこと、之も生れつき又は敎育にも修養にも依る。又た身體が弱い爲に勞働を嫌ふ、さうすると益々此數が殖えます。要するに六割から六、七割は貧困で、矢張り不健康に依ると云ふことになる。さうすると一方に於て金錢に換へれば前に述べたやうなことになる、又個人々々に考えて見ても貧困を濟ふ方法は必要と云ふことが判ります。

卑近な例を以て言ひますれば、南洋や支那を旅行して感じた所を方々で御話しますが、以前內地で臺灣を觀て居つたと同じやうに、又た內地或は臺灣に居る人が支那や南洋を觀るのはドウだ。又た彼處に行けば有利な事業が澤山あることを知りて居る。是は數十年前に於て旣に歐羅巴の人も皆著眼した所で、氣候は熱帶でも農業に適した所もあります。それは能く判つて居るが然しバタ／＼病氣に罹る、ドンなに事業が發達し懸つても、病氣で仕事に耐へられない、萬事休す。更る／＼事業を企てた人が皆な夫れを見捨てることになる。近年に至る迄拋棄してある。又た香港と云ふ所は行つた人もありましやうが、非常に繁華な立派な街であり、商業の中心地としても、非常に優勢なる所でありますが、之が七十年前に於ては非常な不健康地で、何が最も多いかと云ふと麻剌利亞が大多數で、其他脚氣など種々な病氣があつて、其の當時は英吉利で香港を開拓しやうとしたけれども、幾ら金をかけても見込がない。兵隊などもドン／＼死ぬ。是では行かないと云ふので、支那に還さうと云ふ說が起つた。然し其の當時の總督が頑として聽き容れずして、之は衞生法の改良で出來ると云ふことを確信して、衞生改良をやつた爲に果して其の考は中つて、今日の如く健康の點から申しても非常に良い所になり、外國の人が能く住まうことが出來、事業も段々勃興し、交通も盛んになりました。又た南洋の「ボルネオ」も甚だ開けない土地であるが、馬來半島も當初は、歐羅巴人が來て皆失敗した。其の失敗は悉く病氣の爲である。天然の氣候は昔も今も變らない。唯々其の土地の最も不利益なることは土地が不健康地である。所が近來段々熱帶地の衞生法も硏究改善されて、其の方法に據ると熱帶地と雖も何も怖ろしいことはない。南洋と雖も能く眞相を知つて、守るべき衞生法を嚴重に守れば何も心配は入らない。さう云ふことに著眼して衞生の秘訣を心得、斯う云ふことに注意せよ、斯う云ふ養生法を守れと云ふやうにしてやれば、其他は天然の力が有利ですから、さう云ふことを心得てやる人は必ず繁昌する。故に今日は大會社も起つて來て護謨園を經營して居ります。其の護謨園で使用する勞働者は小さい所でも數百人、大きな所は幾千人、而して其の勞働者が皆護謨を採收し、それを以て護謨を拵へますが、其方法は毎朝早く起きてバケツを持つて汁を取りに行く。所があの邊には麻剌利

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

亞が非常に多い。其の麻剌利亞の爲に勞働者が一人休めば、會社の收入に於て一日に三圓の損がある。勞働者は苦みますから段々行かなくなる。病氣になれば藥も飲まなければならぬ。當人も損をする。會社も護謨を採らなければ、翌日になつて二日分一遍には取れないから、一日休めばそれ丈けの損をする。一人休んで三圓、百人ならば三百圓、千人ならば一日に三千圓の損である。所が數千人も雇ふ所は、少いときに一割、多いときは半分も、それ以上も病人を出す。さうすると一日に數百圓若くは數千圓の損をする。之を一年間に積むと其の損害は大變なもので、勞働者の病氣の爲に會社はスッカリ利益が無いことになる。斯る場合に如何なる救濟法を講ずべきか、然う云ふ所に資本をかけて利益を擧げる迄にはドウすれば好いかといふことは、算盤の上から能く判るので、どれ位金をかければ勞働者が無病息災で働けるやうになると云ふことは、能く分るのであります。私は斯う云ふことを諸君が學校を卒業して、實地に就くまでの間に善く御話をして置きたいと思つたのであります、今日夫等の方法は一々言ひませんが先づ大體私の言はんと欲する所は言つて居るので、他日復た細かに詳細の方法に就て御話したいと思つて居ります。

斯やうなことは臺灣にもあります。夫れは臺灣の南部に樟腦を採る山がある。其の土地は甲仙埔と云ふ所で樟腦の山があるので、其處から樟腦を採集するのでありましたが、其所へ幾ら人が行つても悉く病氣に罹つて、內地から喚んだ腦丁が總て病氣に罹る。丁度南洋の御話と同じで樟腦を採らなければ會社が成立たない。然るに病氣が恐ろしいので勞働者は逃げる、然るに會社も救濟の方法が無いので、外の者は中々來ない。會社の經營が非常に困難で、到底存立が覺束ない。けれども樟腦はドウしても採らなければならぬ。さらばと云うて人は無し、會社は益々損をすると云ふので、終に其の土地に於ける麻剌利亞を無くする方法を採るの外は無い、然し金も要するが餘程の忍耐をして勵行して行かなければならぬ、それを斷行すれば見込は充分にあると云ふことを建議したので、然らば夫れをやれと云ふので、一年やつて見た。所が今迄は百人に付病者八十人のものが、此方法を實施した翌月からグット減つて、それが先づ半數になり、三分の一になり、終に死亡者は全く無くなつて、滿一年經つとスッカリ狀態が變つて來た。其の翌年も同じ狀態を維持してやつたので、僅か二箇年の裡に會社は利益を得て、今迄は誰も失敗をして、政府の保護を受けても尙はやり切れなかつたものが、衞生法を行つた爲めに僅に二年間で全然改善されて、一方には保護金がある、收入は殖える、勞働者は死ぬ虞もない、採ることも段々取れる、會社も好し專賣局も好し、勞働者も皆滿足して、其の當時それに從事して居つた人は、二三年の內に皆な金持になり、或は他の仕事に從事して代議士になつた人もある。一寸考へると全く捨てゝ仕舞ひたいやうに思ふか知れぬが、よく考へて適當に衞生法を行へば、決して其の費用は無駄になるのでない、實業と衞生と云ふものは決して離れることの出來ないもので、算盤をはじいて經濟上から案

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を立てると、此の衛生法なるものも決して見逃すことの出來ないものであることを知り得るのである。然らば其の方法を實行するに就てはドウしたら好いかと云へば、夫れは日常自らも注意し、人から注意されたこともよく守る、亦自らも研究して兎に角此事を度外視してはならないことである、と云ふことを私は主張して置きたいのであります。今日御話したことは殆ど實行する點まで御話をしなかつたので、話は甚だ徹底しませんが、之を前提として又た各論のやうなことを御話をしたならば、それで應用が出來るやうなことにならうかと思ひますから、今日の講演はこれで終りと致して置きます。（完―文責記者）

戰後の國際經濟戰と南洋市場

法學士　木村増太郎

交戰國數二十八箇國、動員兵數四千三百五十萬人、戰死重傷兵數一千二百二十餘萬人、戰費總額二千九百四十億圓、交戰期間四年と三箇月に亙つた曠古の世界大戰亂も、遂に獨墺の屈服に依て近く講和條約の締結を見んとするに至つた、千古に亙て未曾有の大戰であつただけ、戰後の有らゆる方面に於ける世界の大勢が、如何に展開せらるゝかは、未だ遽かに逆睹するを許さないが、今後軍旗の跡に勇ましき商戰旗が飜へり、一大國際經濟戰が實現せらるゝであらうとの一點に至つては、殆んど疑を容れない、米國の提唱せる國際聯盟が、如何なる形式で實現せられても、又獨乙の提議せんとして居る戰後の經濟戰の抑止が、如何なる程度まで平和會議で是認せらるゝとも、戰後の激烈なる國際商戰なるものは、到底之を免るゝことが出來ないであらう。

何故かと云ふに、這次の戰爭の樣に三千億萬圓に近い莫大なる戰費を費し、四箇年餘にも亙つて各國が全く國を賭して必死の努力をした世界的大戰であつただけ、各國が經濟上に被つた瘡痍は、決して輕くはない、從て可及的迅速に之を醫せんが爲めには、戰時に劣らない必死の劃策と努力とを必要とする、又一日も速に之が回復を達成したものが、結局最後の勝利を占握することゝなる次第であるから、恐らく各國は何れも奮進的努力を試むるに相違ない、而して其方策としては、結局關稅政策を後盾として、國際市場に活躍するの外ないであらう、或は戰後各國は夫々國內に於ける經濟狀態の回復に焦心せねばならぬから、到底海外に手を延はす餘裕がないであらう、などと云ふ議論を爲すものがあるが、此は皮想の見たるを免れない、經濟力の回復は結局正貨の吸收に外ならないから、積極的なる對外的

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

活躍に俟たない以上は、到底其目的を達成せしむることが困難である、而して之が爲めには勢ひ關稅政策に重きを措き、可及的外國品の輸入抵制を圖ると共に、極力國內の產業を保護奬勵せざるを得ないことゝなる、尙關稅政策は他方莫大なる各國の國債償還の上から言ても、當然已むを得ない財政策である、此點に就ては陳列館報第二號に詳說したから、讀者の參照せられんことを希望する。

之を要するに戰後各國が國際市場に一大飛躍を試むるであらうと云ふことは、最早疑のない事である、元來這次の戰爭は一面から觀れば、英獨の經濟的資本主義の一大競爭の結果とも言ふことが出來る、兩國の資本的侵略主義は早晚一大衝突を免れない情態に迫つて居つたのである、處が獨乙が餘りに侵略主義の爲めに焦りに焦つて、遂に極端なる軍國主義なるものを樹立する迄に至つたが爲めに、其結果一面に於て世界の列强を敵とせなければならぬことゝなつたのみならず、他面之が爲めに激成せられて、國內に社會民主々義なる內敵を成長せしめることゝなり、外敵に對しては容易に屈服せなかつたが、遂に內敵の爲めに散々なる敗北の破目に陷つた次第である、今後果して獨乙の國狀が如何に治まるかは、現時の下に於ては、未だ容易に豫測出來ないが、今後此の獨乙に發生した社會民主々義なるものが、漸次世界の思想界を風靡して、一大勢力を形成せない以上は、當分英米の資本主義なるものが、大に跋扈するものと想はねばならぬ、而かも此經濟的資本主義は從來の實に例徵するに、動もすれば國際政治的の色彩を帶びて、他國に各種の利權を扶殖せんとするの危險性を有して居る、戰後各國が其戰時中に被つ大瘡痍を可及的速に醫し、更に進んで國力の發展を圖らんが爲めには、到底自國內の資源を利用するのみでは、其目的を達することが困難であるから、恐らく未開の地方の資源をも開發利用するに至るであらう、從て率ゐて如上の危險性を益々發露するに至るかも知れない。

斯の如くに戰後各國が、一面關稅政策に依て輸入外品の抵制を圖ると共に、他面自國製品を提げて國際市場に活躍するものとしたならば、何れの地方が卽ち一大角逐の市場となるであらうか、恐らく東亞及南米の兩市場に外ならぬであらう、蓋し此兩市場は元來世界中最も大なる將來を有する市場であつて、近世に於て列强の齊しく心營目注して居る土地である、戰後は恐らく一層各國の著目する所となるに相違ない、南米に付ては暫く措き、我邦に最も關係の深い東亞の市場に就て觀察するに、東亞に於ても印度及濠洲の兩地方は、如上の意味に於ける國際市場となるや否やは聊か疑なきを得ない、蓋し何故かと云ふに、戰後英國の殖民地に對する彼の特惠關稅問題なるものが、實現せらるゝ虞があるからである、爰に本問題の沿革を說述するは、煩に失するから省略するが、其由來する所が頗る久しく、多年英國自治殖民地の齊しく要望せし所の問題であつて、一八八五年加奈陀の之を提議せしを濫觴として、爾來屢次殖民地會議の議にも上り、既に一九〇二年の同會議の決議ともなるに至つたものである、然るに英本國は毫も之を顧み

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す、彼の自由政策を固執して來たものであるが、一たび這次の大戰が勃發するや、英國殖民地が擧て母國の危急を救ふ可く蹶起し、正しく英帝國の國防を分擔すること丶なつたが爲め、於是乎殖民地に對する關係を根本的に改造して、經濟上將た政治上大英帝國の實ある樣にせしめねばならぬとの聲が、勃然として英國內に起るに至つた結果、遂に殖民地との間に特惠關稅を新設して、他の諸外國と英本國又は同殖民地との貿易に差別的關稅を實施するを要すとの議が、先づ英國商業會議所聯合會の決議となり、次て又戰後經營策講究の目的を以て組織せられた商工政策委員會の決議となり、更に進んでは帝國軍事會議の決議とも成つて現はる丶に至つたのである、若し本問題が實現せらる丶こと丶なつたならば、英國が各國に對して其殖民地の門戶を鎖すの結果となる譯であるから、宜しく來るべき平和會議に於て之が實施を阻止すべきであるが、併し英國が這次の大戰の爲めに負擔した約七百億萬圓の莫大なる國債を償ひ、更に戰後の國力發展を圖らんが爲めには、其廣大なる殖民地の富を利用せなくては、克く其目的を達することが出來ないから、或は遠からず本問題の實現を見るに至らないとも限らない。

併し印度や濠洲に特惠關稅が施行せられても、海峽殖民地及香港の如きに之を適用することは恐らく絕對にあるまい、此等の兩地方は殖民地としての性質も異なり、又元來自由港として今日の繁榮を齎らした土地であつて、通貨貿易が現時に在つても其生命とする所であるから、特惠率の施行は却て土地の開發を阻止するの結果となる。

又英國が其殖民地に特惠關稅を實施するが如きことがあつても、蘭領東印度や比律賓に和米が、之を模倣するが如きことは恐らく有るまい、若し英國に倣つて之を實施したならば、其結果英國と違ひ必らずや領土內の物價を暴騰せしめ、土民の生活に一大壓迫を加へること丶なり、土民の反抗心を激成せしむるの虞がある、佛領印度支那に在ては、從來本國との間に一種の特惠關稅を施行して居つたのであるが、戰後或は之が撤廢を見るに至るではなからうか、此等の諸地方は寧ろ各國に向て開放した方が得策である、然らざれば到底土地の開發が出來ない、佛國の如きは、漸次這般の事情を感得するに至つた如く傳へられて居る。

叙上の如く觀し來つたならば、東亞に於ける自由競爭地は、主として所謂南洋竝に支那であると言はねばならぬ、殊に南洋地方は、未た概して民度が低いとは云へ、其住民の初て手にしたる輸入品は、全く歐洲文明國の製品であつて、隨て支那に比較して、彼等の需要する所は割合に高級生產品である、其他地利の關係上、將た戰時中日本の商權を根本的に樹立せしことと支那の如くでないと云ふ點などから推究して、恐らく各國は戰前の市場を恢復し且つ其販路を擴張せんが爲めに、戰前に比し更に驚く可き勢を以て此南洋市場に殺到し來るであらう、其處で我邦の立場から推考して、叙上の世界の大勢上、さなきだに將來其發展に多大の囑望を期待し難い我對歐米貿易は、今後益々之が增進を難事とするに至るに相違ないから、飽く迄も東亞の市場

に活躍せねばならぬが、斯くなれば是非とも南洋市場を以て我對外貿易の戰線と爲さゞるを得ない、而かも若し本戰線にして突破せられ、支那市場に退守せなくてはならぬこととゝもなつたならば、到底我國運の發展を期することは出來ないから、從て斯くなれば南洋市場は洵に我邦經濟上の國防線とも言ふ可き土地となる譯である、而るに本市場は叙上の如く戰後各國爭覇の地となるであらうから、中原の鹿を獲んが爲めには、今後我實業家の一大奮鬪を必要とするのである。

尙東亞市場が我邦にとり最も重要なる商品販路となるに至るならば、他面に於て我邦たるものは、須らく此地方に秘藏せる天然資源を大に開發して、本地方の購買力を培養するの策を採らねばならぬ、蓋し此等の地方は未だ概して民度が低く、多額の高級生產品を需要するまでに至らない、而るに我邦の工業が、何時迄も僅少なる工賃を得るに過ぎない低級品の生產のみに從事するが如き狀態では、是れ決して我國勢を伸張せしむる所以ではない、宜しく我工業を高級生產に向上せしめて、精製品の銷路を海外に開拓せなければならぬ、而るに栽工業品を歐米の市場に供給することの困難となる戰後の趨勢に對しては、勢ひ之を東亞の市場に仕向けるの外ない、而かも此等高級品の需要を東亞市場に於て、喚起せしめんが爲めには、先づ彼等消費者の購買力から培養して掛らねばならぬ、是れ本地方の經濟資源の開發を急務とする所以である、而して是れ軈て亦た我工業原料供給の途を確實ならしむる所以でもあると共に、我商權を本地方に扶殖する根源ともなるものである。

以上叙する所に依て觀るに、將來南洋は我邦にとり極めて重大なる干繫を有するものと謂はねばならぬ、併し戰後歐米が本市場に殺到し來るものとしても、之が爲めに我邦が戰時中に扶殖した商權を直に奪回せらるゝが如きことは、決して有り得ないと言つてよい、戰後各國の生產力の外面的恢復は、或は豫期せらるゝよりも迅速であるかも知れない、即ち戰時產業を平時の狀態に復舊せしむることは、戰時中より夫々劃策して居つたことであるから、左迄の歲月を要しないかも知れない、然し之を以て直に各國の經濟力即ち換言せば經濟的活動力の恢復と目することは出來ない、上にも叙へた如く各國は數年に亙つて、千古未曾有の大戰に從事したことであるから、其經濟上に被つた瘡痍は實に測る可かざるものがあるに相違ない、從て此が恢復は決して容易の業ではない、殊に壯丁の不足、率ゐて出產率の減退は今後數十年に亙つて、勞力の不足を來さしめ、勞銀の不廉を持續せしめるに相違ないのみならず、一方各國の通貨は今や著しく膨脹して、何れの國も戰前の數倍に達して居ると共に、戰時中に各國の負擔した莫大なる國債の償還も、結局戰後主として租稅に依て支辨するの外ないから、諸物價の騰貴は恐らく戰時戰後を通じて免るべからざる現象と觀てよからう、從て勢ひ各種の生產品は概して不廉とならざるを得ない、尙國外から資本を招致するを要する國に在ては、輸入超過に苦しむの期が、恐らく短かくないに相違ない、從て何れにせよ、戰後數年間歐米各國は、

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

戰前の如く精良なる商品を廉價に、國際市場に供給することは到底不可能であると言つてよい、されば戰前の如き勢を以て我邦と競爭することは自然困難である、殊に南洋市場に在ては、我邦は到底歐米各國の企及し得ない地の利を占めて居るから、毫も彼等の殺到を恐るゝに足らない。

然し爰數年が我邦の最も奮闘を要する時期であつて、若し漫然前途を樂觀して、此儘に推移したならば、必ずや遠からず歐米の爲め本戰線を突破せらるゝに相違ない、戰時中我邦の南洋貿易は驚く可き增進を示したとは云へ、未だ何等本市場に確固たる商權を樹立するに至らない、否な寧ろ一面に於て本市場の需要者に我邦の不信用を先入せしめた樣な嫌すらもないではない、從て爰一兩年間に、健實なる努力に依て以て不拔の根蔕を樹立せなければ、本市場に覇を稱することは愚か、敗退の憂目を見なければならぬことになるであらう、されば若し此重大なる時機を漫然看過したならば、異日必ずや噬臍の悔を貽すに相違ない、是れ吾人が玆に當業者の反省と努力とを促さんと欲する所以である、若し夫れ今後如何なる方面に向て努力すべきか、將た歐米に對する拮抗策は如何すべきかの問題に至つては、更に改めて卑見を陳べ識者の敎を乞ひたいと思ふ。(完)

(三月十五日寄稿)

裏面より觀たる清朝治下の臺灣

蕉鹿夢

極端なる官場の弊痼

臺灣に在りて、局に當るの各文武官員が、一切の事宜に於て、克く其職に稱ひ、以て治平の功績を垂れし者、古今其人固に鮮しとせず、殊に領臺の初期に當り、尤も民心の收攬を須要とするの政策上、主ら有司の簡選に心を用ひたりしは事實にして、克く民を愛し、番を撫するに、方あるものあり、爲めに前朝の遺民をして、舊を懷ふの情を忘れしめ、新附の番黎をして、化に浴するの念を厚からしむるを得しめしは、實に之に負ふもの多し、而して之が經歷は、正志野乘に審に載せ、頌德の匾、去思の碑、到る所に存し、專祠配祀亦之を見らるゝより、旁證するに足るべくして、必ずしも偶然ならざるを知るべし、然れども通じて之を察看するときは、概ね曠職の歷史に非ざるはなく、而かも其弊端は、清領の當初、南北の知縣が、口を地の未闢に藉りて、全く己の邑を舍てゝ、莅まず、晏然として空しく府治に僑寓したるに俑を爲せり、康熙の中葉に、郁永河が稗海紀遊に論じて、「今臺郡の百執事は、朝廷が、其海外を以て、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

吏を勞するために、毎三歲遷擢す、政令初めて施し、人心未た治からずして、轉眄之を易ふ、安じて蕭規曹隨を必ずし、後に至る者、一に前人の繩尺を守りて、更張を事とせず、況や席は暖むるに暇あらず、一官を視ること、傳舍の如きをや、孰れか肯て遠く稽へ難きの治を效すを爲さん」といへるは、蓋し其一端なり。

降りて康熙末年、藍鼎元は、當時に於ける臺灣の文武官員の失態に關して論じて言へり、「太平日久しく、文恬武嬉、兵に名ありて人なく、人民逸居して教なく、官吏は孳々以て利藪と爲し、沈湎樗蒲、宵を連ね、晷に達す」(平臺紀略)と、而して更に道光末年の分巡臺灣兵備道徐宗幹は、當時臺政の頽弛せるを評して、「各省吏治の壞は、閩に至りて極まり、閩中吏治の壞は、臺に至りて極まる」(斯未信齋文集)と痛言したるに察すれば、由來臺灣に在りて、文武各官絕て吏治民生を以て意と爲さず、徒に苟安以て一時を糊塗するために腐心したりし弊情の行はれたること推して知るべし、魏源の聖武紀に、「地大に、物饒く、漳泉惠潮の民、日に衆く、寄籍分黨、孽其間に牙し、守土の官、又日に之を朘削す、是に於て、民は吏を輕視す、其幟を樹て、械鬭するに及び、動もすれば萬を以て計ふるも、將士彈治する能はず、惟々虛聲を以て脅和す、是に於て、民は兵を輕視す、番地既に化外とす、奸宄を藪め易く、又獄に結ぶ能はざる者あれば、輙ち生番を誘殺して以て獄に歸す、是に於て、既に民を毆て番に歸せしめ、又番を毆て以て賊に黨せしむ」と論じたるは、蓋し其弊情に言ひ及べるなり、夫の康熙六十年の春、鳳山知縣の闕くるや、知府王珍、縣篆を攝理しゝが、政を次子に委して、頗る閑を偸み、稅斂苛虐、且風聞を以て、良民を濫捕したる如きは、其例の最たるものにして、朱一貴の亂は、之に乘じて禍機を發したるなりといふ、而かも朱逆の先づ烏合を煽して、府治に近き岡山塘汛(南路)を刦すや、疾趨して之を掩はゞ、立ろに撲滅すべかりしに、鎭總兵は、警を聞きて逡巡斷せず、與黨蠭起之に應ずるの餘地あらしめ、甚しきは、官軍一敗の報到るとき、府治譁然震駭し、文武各官、其家眷を盡して、舟に逃れ、未だ旬日ならざるに、全臺の淪陷するを致しき、水師遊擊游崇功が、「官は兵民の望なり、官眷逃れなば、人心散じ、大事去らん」と慨歎せしは、此時にして實に「賊未た至らずして、衆心已に離る敗るゝなからんと欲するも得べからざるのみ」(平臺紀略總論)なるものなりしなり。

加ふるに、其餘弊の延く所、終に文武交互の推諉と爲り、屢〻兩者の間に、和衷を闕くに至りしこと、尤も甚たしかりしと爲す、乾隆五年、福建巡撫の任に就きたる王恕が、翌年に成りし臺灣府志(舊志)の序中に、「治臺の法、七あり、而して要を挈くる所以の者三あり、敎化を興し、積貯を足し、保甲を嚴にし、汛守を稽へ、戍兵を束ね、客戶を安じ、番社を徠たす、此れ有司の所謂法なり、實心以て上德を宣べ、廉吏以て文武を和し、多方以て民隱を求む、此れ吾れの所謂要なり、法に非れば、以て政宜を布くに足らず要に非れば、以て治本を操るに足らず、皆臺に吏たる者の職なり、其れ朝夕の思なかるべけんや、苟も吏たる者吾

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れの前に言ふ所の者を以て、法と爲し、而して後に言ふ所の者を以て、戒と爲さば、鹿耳鯤身は、即ち雄飛虎渡の區たり、天風海潮に、皆和樂熙皞の音たらんなり」といへるもの、時の吏弊を矯糺するための指摘と認むべくして、畢竟臺地を視るに畏途を以てし、久居の心を闕くの病根に歸したるなり、是より先、乾隆三年の奏准に據るに、曰く、「嗣後、臺地にもし民人不法等の事あらば、武員をして地方に移送し、究治せしむるを許す、もし兵丁事を生じ、滋擾するときは、文員の營伍に關會して、責懲するを許す、もし彼此推諉する者、例に照し、罰俸一年とす、並に各該地方官汛防員弁に飭令し、實力奉行、彼此月を按して稽査取具し、兵民滋擾なきの印結と併せて轉報せしめ、該上司、もし或は有意に徇縱するを查核するときは、該地方官を將て徇庇の例に照して議處すと、是れ亦以て其極弊に對する制禁の發顯と見るを得べし。

顧ふに、官制の上に於ては、臺灣は福建の一府として、督撫の轄下に立てりと雖も、もと重洋の海外を以てして、自ら支那本土の地方と事情を異にし、督撫の監督固に周密なる能はざるの憾あるを免れず、是に於て、之に分屬する文武各官、其本分の權限を主持して相下らず、次で交互の推諉を馴致して、責成を回避するの弊を釀すに至れるものにして、巡視臺灣御史が、此兩者の上に監察を行ふの特例を立てらるゝを以てするの後に及ぶも、尙節制を遺憾なきに浹洽せしむるを得ざりしが如し、徐宗幹が、道員を以て、閩浙總督劉韻珂に致し、書中、「向來、文武の和は、外に和して、中に和せず、兵丁肆に忌憚なきも、文員敢て過問せず、營員の和氣を傷ふるを恐れ、其意、事を生ずるを縱容する、該管將弁終に自全する能はざるを以て、只之に聽かすべしとす、此れ文の武に於ける、和するに似て、和するに非ざるなり、地方緊要の事、及び民生休戚の關する所、武員漠として心に關せず、以て干預の嫌を避け、其意以爲く、地方の廢弛は、武營と干するなし、只之を聽かすべしと、此れ武の文に於ける、和するに似て、和するに非ざるなり、積習已に久しく、人の所謂同寅協和とは是の如きのみ」（斯未信齋文集の覆玉坡制軍文武和衷治事書）といへるは、其實際の自白と謂ふべくして、此推諉の情弊を矯糺するに勉め、時の呂鎭總兵と協同措置して、漸く文武一家の安輯を見るを得たりきといふ、同書中、更に「現在兵丁の過犯は、地方官の稍々庇護を爲すを准さず、此れ正に呂鎭の深く願ふ所、地方の公事、呂鎭見聞する所あれば、稍々畛域を分たず、知會查辨す、此れ正に幹の深く願ふ所云々」（同上）といへるは、其の一實例なり、同治十三年、欽差船政大臣沈葆楨が臺政刷新の著手として、巡撫の移駐を擬し、奏摺中に、「使臣の持節暫すべくして、常すべからず、效を崇朝に責めんと欲するも、兵民に五日京兆の見あり、倘し時を逾えて久しく駐すれば、文武は兩姑の婦の難を爲すあり」といひ、又「鎭は兵を治め、道は民を治むるも、兩ながら相輔くるなるに、轉て兩ながら相妨げ、職分相統攝せず、意見參差するを免れず、上各々疑ふ所あり、下各々恃む所あり、不賢者は以て地歩を推卸すと爲し、其賢者も亦時々形跡を其間に存す」といひ、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

巡撫の移駐によりて、文武を統屬し、權を一專に歸せしめ、以て之が弊竇を絕たんとし、又「臺民遊惰惡むべく、而して戇直實に憐むべし、常に蠢動を聞く所以の者、始め官は吏役を以て爪牙と爲し、吏役は民を以て魚肉と爲し、繼で民は官を以て仇讐と爲し、詞訟淸からずして、械鬪禁厝の端起り、奸宄志を得て、豎旗聚衆の勢成る」といひ、巡撫の移駐によりて　豫め亂本を拔き、禍源を塞がんとするに起見したるが、臺灣分省の後に及ぶも、依然として革除する所なかりしもの〻如く、現に光緒十四年に起りし施九段の亂の如きは、其反證を流露せり。

臺灣に在りて、啻に文武の官司相推諉し、責成を重せざりしのみならず、其文職若くは武職交互の間、亦此弊風行はれ、甚しきは、竟に發して私情の軋轢と爲り、苟も他の位望隆重なるに遇ふある如き、乃ち之を猜忌し、之を排濟し、既立の功績を沒了せしめんとし、或は黨同伐異、其上官の下僚に對するや、徒に自已に面從阿附する者を援引し、抗衡自ら持して下らざるの人を疎外するの弊竇、常に纏綿するを免かれざりしに似たり、康熙末年に於ける朱一貴の亂に際し、其進剿蕩靖の功を奏せしは、一に南澳鎭總兵を以て、臺灣鎭總兵を署したる、藍廷珍の匪躬に負はざるべからず、時の福建陸路提督施世標の如き、其作戰計畫に於て、藍廷珍に比すれば、寧ろ多くの遜色あるを免れず、然るに逆魁誅に伏して、亂平ぐに方り、藍廷珍は當初の論功に與からず、仍は兵を統べて臺灣に留り、彈壓することを命ぜらる、他なし、施提督の捷奏中に、藍廷珍の戰功に言ひ及ばざりしがためにして、纍に施提督の籌策が、屢〻藍廷珍の建議に依りて、之を改むるの止むなきに出でしものあり、蓋し施提督仄に慊焉の私情を啣むの餘、故らに奏中其功を沒して言ひ及ばざりしに似たり、而かも拔群の偉勳は、竟に全く淹ふべからず、其終局の行賞に於て、福建水師提督に陞り、左都督を加へ、世襲を與へらる。

乾隆二十年、彰化知縣に任じたる朱山は、居常嚴毅にして逢迎を事とせず、權貴を避けざるの風あり、嘗て分巡臺灣道（彰化縣誌等其姓名を避けて單に巡道某と書す、而して年代によりて稽ふるに德文なるべし）の彰化に抵れる時、舊例に、其供具の甚だ奢れる風あるを不可なりとし、革めて常禮を以て遇し〻より、彼が啣む所となり、爲めに劾を被りて幾ど殆からんとす、縣の諸紳士依りて萬金を賂し、以て免れしめんと謀る、朱山可かず、吾れ此に在り、斷じて諸君をして、上游に賄せしめざらんと、其已に半途なるの包苴を奪ひて歸らしむ、臺灣道聞きて大に怒り、遂に讒を以て誣ゐ、罪に擬せられ、福建の獄に繫がる〻こと月餘に及びたり、然れども其將に逮せられんとするに際り、縣民の朱山を德とする者、爭ひ至り、竹竿を揮ひて捕吏を逐はんとし〻かば、朱山再三語り且泣きて、戒むるに、苟も吾の故を以て、王章に抗し、事を生ずるは、反て吾を殺すなり、吾を愛する所以に非ずとの意を以てす、縣民は、然らば公を護して往き、若し鞫問に不測あらば、公と同じく死せんことを願はんといひ、共に舟に登りしが、其朱山を慰めんがために、蝦脯糗糧を携へ來り、舟中に滿積しきといへる德望ありしより察するに、其冤たりしじや知るべきの

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

み、果然、福建將軍の入覲し、密に情を具して事を奏するあり、乃ち召見を蒙りて、原官に復せしめらる。

次で乾隆三十五年、南路に黃教の變あり、時に臺灣知府鄒應元、親ら壯役を率ゐ、城を出でゝ剿捕し、分巡臺灣道張珽、日夜巡防し、市肆を安撫し、肆民賴りて以て驚騷せざるを得たり、旣にして戡定の後、鄒知府は職に留まりしも、張道は匪案の例を以て、奪官の處分を蒙れり、蓋し時の巡視臺灣御史の奏條、或は寬假する所なきに出でし內情、其裏面に纏綿するを免れざりしに似たり、再言すれば、張應二人の間に、其功名を競へる軋轢、竟に他の陷る所となりしに非ざるかを疑はしむ、臺灣縣志に、張珽の官績を叙し、「去るの日、民歎惋しき」(韓必昌撰傳)といへるに察するも、之を處するに奪官を以てするは較々酷に失する嫌あり。

乾隆四十七年、分巡臺灣道に任じたる穆和藺は、其甫めて車を下れるとき、時の臺灣知府(臺灣縣誌等其姓名を避けて單に太守某と書す、而して年代より稽ふるに蘇泰なるべし)の、もと婪贓の實ありしことを廉知し、即ち之が具劾を敢てす、會、權勢に阻まれて行はれざりき、次で彰化縣下に、泉漳人の分類械鬪あり、爲めに府治嚣然たり、穆和藺之に處して、寬猛兼ね施し、民以て安堵せしも、卒に憂勞疾を成すに至りしが、而かも其案件に坐して、奪職の處分に遇へり、臺灣縣志に、穆和藺の官績を叙し、「去るの日に、民は道を遮り、轅に攀ぢ、垂涕する者ありき」(洪禧撰傳)といへるより推想するに、亦硬直自ら持して、他の不正を糺詰するに假さゞりしもの、爾かく忌諱を招くの累を爲し、過重の懲戒を受けたるに非ざるかを疑はしむ。

乾隆末年に於ける林爽文の亂に方りて、臺灣鎭總兵柴大紀が、諸羅の重圍を死守したりし勇敢、亦固に特記すべきものあり、是を以て、當時旨あり、柴大紀を義勇伯に封ぜられ、世襲替る罔からしめられき、旣にして亂平ぐに及び、時の將軍福康安は、效奏するに、柴大紀が前後の奏報實ならずといふを以てし、法を正さんと請ふこと切なり、(當時、更に人を用ふる者は、當に其大功を錄して、其小眚を宥すべしとの旨あり、柴大紀の事を以て、侍郎德成に詢はる、德成の申奏、亦同じく其失を指斥したり)是に至りて、竟に其罪を救回する能はざりしに似たり、按するに、柴大紀固より多少失職の咎ありしを免かれざるも、亦功過相償ふに足るべきものあり、此間酌減を加ふるの餘地を存しゝこと明なり、然るに事のこゝに及ぶ能はざりしは、是より先、福將軍の臺灣に來り、諸羅の急を拯ふに際し、柴大紀出で迎ふるに、自ら參贊伯爵を以てして、稍、自滿に涉り、爲めに敢て櫜鞬の儀を執らざりしかば、福將軍艴然平ならざるの憤恨を以て、深刻の彈劾に發洩したりしなりといふ、乃ち其間に他の立功を忌諱するの、私情の伴へる痕跡を認めずんばあらず。

其吏に甚しきに至りては、私曲を行ふの官司が、其過惡を隱蔽するがために、他の硬直持正の員を排擠するを敢てして憚からざりし極弊を致しゝものあり、咸豐初年間分巡臺灣兵備道として令名ありし、丁曰健の手に成りし、平臺藥言の中に特筆する、「料らざりき、大中丞(前巡道徐宗幹を指す)咸豐四年に於て、臺灣を離れ、而して營規吏治風紀之が爲めに大

に變ず、前鎭剳委缺し、財を得るを以て次第を爲し、文員亦相習ひて風を成し、下屬相率ゐて尤を效し、甚しきは、匪の百餘元數百元を得る等しからず、撫して營書と爲し、募兵と爲すに至り、廳縣亦匪を撫して總董頭人と爲し、竟に頂戴を給與し、以て優異を示し、毫も緝捕の實事なく、大に盜を賞するの風を開き、益々害民の虐を縱にせしむ、剳鎭は、尤も健が正を持するを恨み、多方排擠するにより、已むを得ず、九年に至り、內渡を請咨せり、もと歸田の計を爲さんがためにしゝなり」といへる一節に觀るときは、以て想ひ半ばに過ぐるものあるべし、光緒六七年の澎湖通判として、惠政ありと稱せられし鮑復康は、夙に骨幹あり、素と兵を知る、嘗て籌澎芻言を以て、福建巡撫に條陳し、稱贊を受く、是に於て、武辨之を撓めんと欲して得ざりしが、偶々洋船の吉貝嶼に在りて事を失ふに會して、齟齬を生じ、卒に官を罷められ、鬱々として歿す、是れ實に武辨の怨家、之に乘じて中傷せしに因るといふ、而して同治末年に於ける欽差船政大臣沈葆楨の上れる奏摺中に、臺灣官場の宿弊を擧げ、「向來、臺員の志を鎭道に得ざる、其內渡するに及びて、每に蜚語を造りて之を中傷す、鎭道或は時に挾む所と爲る」(請移駐巡撫摺)といへる如きに察すれば、依然たる此等の弊痼、啻に一時一地の偶發に出づるに非ずして、所謂閩中吏治の壞は臺灣に極まるの病根、膏盲に入りぬるを想ふに足らんとす。

米國事情

米國の禁酒實行

禁酒問題は米國多年の懸案で、從來贊否區々の議論が頗る多かつたが、今回之に關する憲法改正の成立したる結果、愈々明一九二〇年一月十六日より米國は全然禁酒國となるのであるが、(最も昨年十一月中公布の戰時禁酒法にして實施せらるれば本年七月一日より禁酒となるべき現況にあるのである)此の注目すべき革新にして一朝斷行せらるゝときは米國は定めし經濟上、財政上、政治上、風教上等に多大の影響を來すことであらう。

初め禁酒に關する憲法改正案はテキサス州選出上院議員モーリス、シェパード氏により上院に提出せられ、一九一七年八月一日同院に於て十票に對する六十五票の多數を以て通過を見、同年十二月十七日多少の修正により下院に於て百二十八票に對する二百八十二票の多數を以て通過し、同修正案は其の翌日上院に於ても八票に對する四十七票の多數を以て可決し、直ちに兩院議長及書記官長の署名を以て各州に送付せられたのである。其の綱要は左の如きものである。

第一條　本改正の州議會により批准せられてより一年を經過するときは合衆國及其屬領地内に於て飲料に供する目的を以て酒類を製造販賣輸送することを得す又之

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

を同地方へ輸入し或は同地方より輸出することを得ず

第二條　中央議會及各州は適當なる法律を以て本規定を强行せしむるの權を有す

第三條　本改正案は議會が各州に之を送付してより七年間以內に於て合衆國憲法の規定に從ひ州議會が合衆國憲法の一部改正として批准せざるときは其效力を失ふものとす

右の憲法改正案が議會を通過したる當時は米國四十八州の內、二十七州は既に禁酒を行つて居たが、其後本案が各州に廻送せらるゝや、立法機關の敏速なる批准を得、一九一九年卽ち本年一月十七日に於て既に四十州の批准を見、憲法改正に要する法定數たる四分の三卽ち三十六州を超ゆること四州に達した。今日未だ決定せざるは、ヌーヨーク、ペンシルバニア、ニユージアシー、コネクチカツト、ロードアイランド、バーモント、ニユーメキシコ、ネバタの八州あるのみであるが、夫れさへ其の半數は近く承認を與ふるものと觀測されて居る。

右に付同憲法改正は合衆國憲法の一部として有效なる旨國務卿代理より布告せられたるにより、禁酒は三十六州が批准をなしたる日卽ち本年一月十六日より一年を經たる一九二〇年一月十六日より效力を生ずる次第で、卽ち米國は明年一月十六日から法律的に禁酒を實行することゝなるのである。

扨て愈々禁酒が實行せられると其の影響は種々あるであらうが先づ第一に一大痛棒を感ずるは飲酒家であらう。然らば米國人の一人平均消費量は如何と云ふに、最近（一九一三年）の統計によると、蒸溜酒、葡萄酒、麥芽釀造酒の三種合せて其消費總量が二十二億三千三百四十二萬ガロンで之を一人に平均すると、一人一年の消費量が二二・六八ガロン卽ち約我が四斗四升に當る。然し其人口中には婦人小兒其他酒類を使用せざる者をも含み、又た當時禁酒せし地方も含み居るので、實際に於ては一人平均四斗四升以上に出るから、飲酒家に取りては實に大恐慌であるであらう。

次に酒類製造業（蒸溜酒、葡萄酒、麥芽釀造酒）に投せられた資本、從事する勞力者、其の生產額等を見るに最近（一九一四年）の統計によると、製造場が二千二箇、其の經營者が一千五十二人、使用人が一萬五千百四人、勞働者が七萬六百五十七人、動力が四百二十八萬七千二百十一馬力、而して之に要する資本は實に九億一千五百七十一萬五千弗使用人の給料が三千一百二十萬弗、勞働者の賃銀が五千八百四十三萬二千弗、製造原料が一億八千二十一萬弗で、之に依りて得る所の製造高は六億六千五百五十四萬六千弗である。然らば一朝禁酒實行の上は是等製造家及從事者を初め之に關係を有するものも亦た直接に打擊を受くることであらう。

右は國內の製造であるが、更に酒類の輸入を見ると一九一三年に於ける輸入は合計二千七十四萬三千弗餘で、其の中麥芽讓造酒の三百二十九萬弗餘は主として英國より、蒸溜酒の七百三十七萬弗餘は英及佛國より、葡萄酒の一千七萬弗餘は佛・伊・葡の諸國より輸入するので、是等諸國並に輸

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

入者が前同一の理由によりて蒙る影響も亦た決して少くはあるまい。而して同年度酒類の輸出は四百萬九千二百八十七弗で、輸出先は加奈陀、祕露等であるが、是等の國は米國以外に輸出國を求むることは容易であるから、此の方は影響は極めて少ないことゝ思はれる。

又た酒を賣る方の酒場營業者及び其使用人の數を見ると一九一〇年の國勢調査の統計によれば酒場營業者が六萬八千二百十五人、酒場使用人が男十萬九百八十四人、女二百五十人、以上合計十六萬九千四百四十九人、今日に於ては二十萬以上もおらうと思はるゝ、是等の者の轉業を要することゝなる。

次に禁酒の結果、國家の收入に及ぼす影響を見るに、一九一七年の關稅及租稅の總收入は十一億千八百十七萬四千百二十六弗であるが、其内酒類の關稅及租稅が二億九千七百三十九萬九千弗であるので、今後政府が禁酒を實行するに於ては此の二億九千弗と云ふ一大財源を失ふことゝなるから之が善後に就て大いに考量を要することゝ思はれる。

此の如く禁酒實行は米國の經濟財政に至大の關係があるが果して之が實效を擧け得るや否やに就て世論を觀察するに議論亦た區々に出でゝ居る。其の實行難又は不能を唱ふる新聞の論調は(一)禁酒の結果、酒類の密造は免れ難い(二)禁酒の成功を祝する一面には法網を潜りて行ふ飲酒者あるを忘るべからず(三)改正法は各州に對し强行力を有するも輿論の後援なかりし州に於ては實行上の困難を感ずべし云々。反之、實行可能を唱ふるものは(一)米國は單に法律上のみならず、事實上禁酒國となり得るなり(二)酒類の密造は假令之れあるも少數の官吏を以て防止し得べし(三)禁酒は一般國民の後援あるを以て有效に實施し得べし云々などゝ云ふのである。

斯る中にも逸早く酒類製造場の處分を決定するものもあつて、新聞にも次のやうな記事を揭けて居る。曰く、ウ井スキー製造家の代表者を含む所のディスチラリース、セキユリチー會社は未だ公然發表はせざるも酒類製造場の處分に就き相談會を開始せり。曰く、世界最大麥酒釀造場の一なるパブスト、ブリユーイング會社は既に工場の大部分を自働自轉車の組立場としてハーレー、ダビッドソン會社に貸付けたり。パブスト會社は追々清涼飲料を製造すべし。曰くチャコブ、ラッバード釀造場は醗酵乳を製造し、其他の會社は酒精を含まさる飲料の製造を準備しつゝある云々。斯の如くして釀造家が追々轉業を準備するのである。

フイラデルワイア、ノース、アメリカン紙は禁酒の結果に就き論じて曰く、禁酒は經濟上に於ては十年の後、今次の米國參戰の戰費と同一の額を國富に貢獻するものなり。二十億の酒の浪費は今や之を轉して生活必要品及生活慰安品に對する需要を充たす爲に使用せられ、米人の勞働能力を增加し、飲酒の行はるゝ他國に比して米國を有利なる地位に置かしむ、又た禁酒は食料原料品を節約し、運輸を容易ならしめ、燃料を節減し、有益なる生產に勞力を轉ぜしめ、勞働時間を節約し、勞働事故を少くせしむ。更に社會上の結果を見るに、禁酒は犯罪、疾病、貧困を著しく減少し、慈善費用、警察署、裁判所、監獄、瘋癲病院等の經費を減

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

少し、子孫を健全ならしむ。更に政治の方面に於ては大都會の行政官、裁判官の選擧を神聖ならしむ。又た風敎の方面に於ては社會的に又た家庭的に大改善を來すべしと。此の議論は獨り米國のみではない。他の民族も宜しく大いに味ふべしである。

更に特殊の方面から禁酒の結果を觀たものもある。フイラデルフイア、プレッス紙は曰く、釀造家が穀類を需要することなければ自然市價に影響を及ぼすこと無かるべく、之に依りて生活費を減少するを得ば公衆の幸福測るべからず紐育グローブ紙は曰く、禁酒は國民生産力の一割を貪り居たる釀造を禁じ、正當なる商業を盛んならしむるものなりオスコスク、ノルスウエステルン紙は曰く、禁酒による租税收入の減少は恐るゝに足らず、何となれば此種の租税は從來飮酒家の仕拂ひたる金額の一部より取られたるものなるを以て、禁酒勵行の曉は國民は從來收めたる酒税以上の金額を仕拂ひ得べき能力あるべければなり。費府パブリック、レッヂャー紙は曰く、若し禁酒にして勞働能率を二分方增進するものとするも、從來酒類より得たる税額は之を償つて餘りあり云々。之によると世論禁酒に賛成するもの亦た尠なからざるを知るのである。

禁酒の實行及び其の結果に就ては略ゝ上に述べた通りであるが。此處に逸すべからざるは禁酒に關する憲法論であつて、憲法改正に對する論爭は主として此の憲法論に基いて居る。今其の代表的のものを擧げると、改正反對論はエヴアレット、ホイラー氏で、改正賛成論はウイリアム、アンダーソン氏である。先づ其議論の要點は(第一)禁酒に關する憲法改正は憲法の基本的精神を不法不當に破壞したものである。卽ち合衆國憲法の基本的觀念は、各人は奪はるゝことなき固有の權を有し、政府は其權利を保護保證するがために設けられ、憲法は其權利を明確にするために定められ司法權は之れが行使を安全ならしむるがために認められたものなり。然るに禁酒に關する改正は個人の自由を製限すものなるが故に憲法の基本的精神を破壞する違憲の處置るなり。と云ふ議論に對して、否々、憲法の基本たる前文には「更に完全なる結合を構成し、正義を樹立し、國內の平安を保證し、共同の防禦を設け、一般的幸福を增進し、吾人及其後裔に自由の福音を確保せしむるかために憲法を制定す」とあり。禁酒は此の趣旨に合致し憲法の基本的大精神を表示するものなり。と云ふ辯駁で、之を首めとして以下第二、第三の論點まで積極消極共に純然たる憲法の解釋論である。而して最後にアンダーソン氏は違憲論の誤謬を論じて「禁酒は合衆國に於て村より町へ、町より市へ、市より更に州と次第に擴張せられ、禁酒を强行せる州は既に全州の三分の二に達せるものにして、此の風潮は國民の進歩的經驗の結果たるに外ならず」と言ふて居るのは稍や淸新の意義あるのを覺ゆる。

最後に禁酒に關する輿論を觀察して見ると、賛成反對共に種々の見地並に種々の理由より各ゝ相當に議論して居るが試みに反對論者の論據を窺つて見るに、禁酒は國民の意思を無視し少數派を恰も多數派の如く見せしむるものなり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(ヌーヨーク、ステーツ、ツアイツング紙)、禁酒は基本的人權に關する問題にあらずして社會習慣の革新なり。而して是れ何等憲法上に根據を有することとなし。(ゼ、シコゴ、トリビユーン紙)禁酒に關する憲法改正は卽ち州自治府の否認を意味し、之を一度默認するときは風習、娛樂、職業、家庭、宗敎の形式信念及意見をも羈束する憲法改正を見るに至るやも知れず。(ヌーヨーク、ウォールド紙)少數派による禁酒の結果、米國は藥用酒精を使用するに至るか又は米國憲法の根本覆さるゝかの一より他なきなり。(ゼ、ローウエル、コーラー、シチズン)などである。然るに改正法は蕩々たる勢を以て此處にも亞米利加式を現出すべく近き將來に實行されんとしつゝあるのである。(ケー、エヌ生)

米國の債權國的地位

歐洲大戰の結果米國が一躍して國際債務國から債權國と變化したることは世人の夙に知る所であるが其詳細なる計數に付ては未だ知ることを得なかつた。然るに最近米國モルガン商會の主腦たるトーマス、ダブルユー、ラモンド氏が發表したる所によると、開戰後米國資本の如何に巨額が海外に投資せられたかを知ることが出來る。曰く、戰前米國資本の諸外國に放下された額は言ふに足らぬ程で、而して一方諸外國資本の米國に投下された額は實に莫大なものであつたが、今や其の形勢は正さに逆轉して彼是地を換へ、米國は莫大な債權國となつた。

卽ち一九一八年末に於ける米國の個人及銀行の諸外國政府に對する貸付額は三十一億弗に達し其の小別は左の通りである。

	千弗		千弗
英國	一、三〇八、四〇〇	加奈陀	三七〇、〇〇〇
佛國	八四五、〇〇〇	亞爾然丁	一四六、〇〇〇
露國	一六〇、〇〇〇	智利	六、〇〇〇
伊太利	二九、〇〇〇	ボリヴイア	三、〇〇〇
獨逸	四五、〇〇〇	巴奈馬	三、〇〇〇
瑞西	一五、〇〇〇	ウルグワイ	三、〇〇〇
希臘	七、〇〇〇	ユカタン(墨國の一州)	一〇、〇〇〇
瑞典	五、〇〇〇	伯剌西爾	五、五〇〇
諸威	八、〇〇〇	其他	一三〇、〇〇〇
支那	五、〇〇〇	合計	三、一〇四、〇〇〇

(右ノ內期滿償還ヲ經タルモノ九億一千六百八十萬弗アリ)

右は外國政府筋の負債であるが、此外私的對米負債は約五億弗もある。又た米國が參戰以來過去十八箇月間に於て米國政府より諸外國に貸付けたる額は一九一八年十二月十一日現在にて實に八十二億二千弗餘に達し、其の小別は左の通りである。

	弗		弗
英國	三、九四五、〇〇〇、〇〇〇	玖馬	一五、〇〇〇、〇〇〇
佛國	二、四四五、〇〇〇、〇〇〇	塞耳比	一二、〇〇〇、〇〇〇
伊太利	一、二一〇、〇〇〇、〇〇〇	羅馬尼	六、六六六、六六六
露國	三二五、〇〇〇、〇〇〇	リベリア	五、〇〇〇、〇〇〇
白耳義	二一〇、一二〇、〇〇〇	チエツク、スロヴアツク	七、〇〇〇、〇〇〇
希臘	三九、五五四、〇〇〇	合計	八、二二〇、三四〇、六六六

而して右は一九一八年十二月三十一日現在に於て八十五億八千五百五十二萬三千弗に達したるが、前大藏卿マカドー

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

氏は先頃議會に向ひて平和克復後に至りても百億弗にまで貸付額を擴張せんことを要求した程である。而して戰前米國が外國資本に負ふ所の四十億弗は既に其四分の三を償却し終りて、今日米國の外債は僅かに十億弗を剩すのみである亦以て米國が國際金融上如何に優勝の地位に立つかを知るべきである。

然り而して諸外國の叙上債務の償還は元金は當分据え置とするも、其利子の仕拂のみにても莫大なる上に、戰後或る期間食料の供給、工業原料の賣却及戰前船舶運賃に於て米國が歐洲に仕拂ひたる金額は今や一轉して米國船舶の增加海運の發達のため却て運賃を歐洲より徵收するに至るべき事情等が相綜合して益々米國の債權國的地位を强むる一方で或る論者の如きは是等數項よりして米國が歐洲諸國より回收すべき每年の收入は十五億を下るまいと算定して居る。

果して然らば斯る莫大なる額の仕拂が普通の狀態に於て如何にして實行せられるであらうか、事こゝに至りて予は將來益〻多額の米國資本が間斷なく海外に再投資せらるゝの現象を見るの外なしと思惟するものである、云々。

（ケーエヌ生）

臺灣の諸會社

大正七年十二月末日現在臺灣銀行の調査に據れば本島に本店を有する銀行其他諸會社は

	社	資本一圓	拂込一圓
合名會社	一五	七九五,四五二	七八五,四五二
合資會社	七七	三,五〇九,五八〇	三,四〇二,八〇五
株式會社	一四三	一九六,五九〇,五〇〇	一三〇,三七二,〇八八
總計	二三五	二〇〇,八九五,五三二	一三四,五六〇,三四五

にして其の總數二百三十五、總資本額二億八十九萬五千五百三十二圓、拂込額一億三千四百五十六萬三百四十五圓の多きに及べり（外に本年設立の會社二十七あり後に錄す）之を會社の業態に依りて配列すれば

業態	社數	資本一圓	拂込一圓
銀行業	五	三四,五〇〇,〇〇〇	二七,五一四,八七〇
信託及金融	六	二,〇一〇,〇〇〇	五〇二,五〇〇
製糖業	一六	一一〇,七三〇,〇〇〇	八一,四三五,〇〇〇
農業	二五	四,七九三,五五〇	二,五三四,八〇〇
水產業	九	一,九六九,五〇〇	八七一,六三五
鑛業	一二	三,四五〇,〇〇〇	五,六一二,五〇〇
製造工業	五二	一八,四六二,三〇〇	七,〇五三,三〇〇
電氣業	八	一,四五〇,〇〇〇	六六八,〇〇〇
輕道及軌道	一三	二,七五五,〇〇〇	一,〇九八,八四三
運輸及倉庫	一三	一,四二四,〇〇〇	八四一,〇〇〇
新聞及印刷	四	四七〇,〇〇〇	三〇七,五〇〇
商業	二八	一,六〇七,九六二	一,一三六,一八七
其他	四五	八,二七三,二二〇	四,九八四,二二〇
合計	二三五	二〇〇,八九五,五三二	一三四,五六〇,三四五

となる。更に右總數に就き大正四年以來年次增減を對照す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るときは

	社數	資本―圓	拂込―圓
大正四年末總計	一七一	一四一,一二四,五一〇	八一,七〇四,二九〇
同　五年末同	一七六	一四〇,六六五,九八七	八七,七七四,四八二
同　六年末同	二〇四	一五一,五一八,一〇七	一〇七,七四二,七二五
同　七年末同	二三五	二三〇,八九五,五三二	一三四,五六〇,三四五

にして漸次增加を示す。而して大正七年中新設及解散せるものは左の如し。

	社數	資本―圓	拂込―圓
大正七年中新設	五一	二三,二四三,六〇〇	九,四九四,八五〇
同年中合併其他により解散	二二	三,四七八,八七五	一,一七〇,三七五

右の外、大正八年一月より三月に至る間に於て新たに設立せられたるものに左の如きあり。

	社數	資本―圓	拂込―圓
大正八年自一月至三月	二七	一七,九八三,五〇〇	四,七六八,五〇〇

故に之を前記大正七年十二月末日調査の數に加ふるときは今日臺灣に現在する會社竝に其資本額等は實に左の如くならざるべからず。

	社數	資本―圓	拂込―圓
大正八年三月末	二六二	二八,八七九,〇三二	一三九,三二八,八四五

之を十五年前の狀態に比するに明治三十八年十月現在本島會社の數は株式會社七、合資會社三、合名會社一、合計僅かに十一社に過ぎずして今日は當時の約二十四倍に達せり是實に日露戰役及び歐洲大戰により漸次產業興隆の氣運に向ひたる爲めならんも亦實に本島拓植の成果に歸せざるべからず。

尙ほ右の外、內地の銀行會社にして本島に支店若は出張所を有するものに左の如きあり。

業態	社數	資本―圓	拂込―圓
銀行業	一	二五,〇〇〇,〇〇〇	一三,九七五,〇〇〇
農業	三	二,五〇〇,〇〇〇	一,一一七,〇〇〇
鑛業	六	一八六,〇〇〇,〇〇〇	一一三,九〇〇,〇〇〇
製造工業	一〇	五二,六〇〇,〇〇〇	三五,五八五,〇〇〇
航運業	三	一八〇,〇〇〇,〇〇〇	一一五,三七五,〇〇〇
保險業	二	七,二〇〇,〇〇〇	二,七八〇,〇〇〇
商業	一八	一四七,三一〇,〇〇〇	一〇五,〇三五,〇〇〇
其他	二	六六,二〇〇,〇〇〇	六五,二一七,五〇〇
總計	六三	六六六,八一〇,〇〇〇	四五二,九八四,五〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

彙報

臺灣總督府豫算

大正八年度歳入歳出豫算並大正八年度各特別會計歳入歳出豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件は三月二十四日公布せられたり其内臺灣總督府に關する分は左掲の如し

第一條　大正八年度歳入總額ヲ八億九千六百八十一萬百六十四圓歳出總額ヲ八億七千四百四十五萬七千六百二十五圓ト定ム其ノ款項ノ金額ハ別册甲號歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

第二條　別册乙號所揭ノ費途ハ各其ノ規畫スル所ニ隨ヒ大正八年度以降ノ繼續費ト爲シ若ハ既定ノ總額年限金額ヲ改定ス

第三條　大正八年度歳出豫算中別册丙號所揭ノ費途ハ年度末支出殘額ヲ翌大正九年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第四條　大正八年度ニ於テ發行スル大藏省證券最高額ハ五千萬圓トス

（別　册）

甲號

大藏省所管

臺灣總督府

歳入

經常部

第一款　臺灣歳入　金五千五百三十四萬九千二百三十四圓
第一項　租稅　金千五十四萬七千六百二十七圓
第二項　官業及官有財產收入　金四千百十二萬百九十圓
第三項　印紙收入　金百三十三萬六千七百二十六圓
第四項　諸免許及手數料　金四千八百五十圓
第五項　雜收入　金二十九萬二千九百六十圓
第六項　關稅諸收入受入　金二百四萬六千八百八十一圓

臨時部

第一款　官有物拂下代　金五十六萬六千八百八十一圓
第一項　官有物拂下代　金五十六萬六千八百八十一圓
第二款　事業公債金特別會計受入　金五百萬圓
第一項　公債募集金受入　金五百萬圓
第三款　雜收入　金十萬二十六圓
第一項　返納金　金二十六圓
第二項　南洋開發組合納付金　金十萬圓
第四款　戰時利得稅　金九十萬圓
第一項　戰時利得稅　金九十萬圓
第五款　前年度繰入金　金八百三十八萬九千三百十一圓
第一項　前年度繰入金　金八百三十八萬九千三百十一圓

臨時部合計金千四百九十五萬六千二百十八圓

合計金七千三十萬五千四百五十二圓

歳出

經常部

第一款　臺灣神社費　金一萬八千圓
第一項　臺灣神社費　金一萬八千圓
第二款　總督府　金百六十八萬七千百八十圓
第一項　俸給　金六十六萬四百二十五圓
第二項　廳費及修繕費　金三十一萬五千百九十四圓
第三項　雜給及雜費　金四十一萬三千八百十六圓
第四項　度量衡費　金十六萬九千六十四圓
第五項　博物館費　金九千九百六十七圓
第六項　商品陳列館費　金一萬三千七百十四圓
第七項　公費　金二萬圓
第八項　機密費　金八萬五千圓

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第三款 地方廳 金百十二萬二百十五圓
第一項 俸給 金百十二萬二百十五圓
第四款 租稅徵收費 金六十九萬四千八百三十圓
第一項 俸給 金三十五萬五千八百五十二圓
第二項 廳費及修繕費 金六萬六千八百五十九圓
第三項 雜給及雜費 金二十七萬二千百十九圓
第五款 稅關 金三十五萬二千三十八圓
第一項 俸給 金十八萬七千七百三圓
第二項 廳費及修繕費 金四萬九千九百六十七圓
第三項 雜給及雜費 金九萬九千九百四十八圓
第四項 處分費 金九百圓
第五項 特派官吏費 金一萬三千五百二十圓
第六款 港務所 金五萬八千百三十七圓
第一項 俸給 金二萬二千百二十四圓
第二項 事務費 金二萬六千八百四十二圓
第三項 海港檢疫費 金九千百七十一圓
第七款 法院 金六十萬三千七百三十六圓
第一項 俸給 金四十萬六千四百八十五圓
第二項 廳費及修繕費 金四萬四千四百五十六圓
第三項 雜給及雜費 金十萬五千七百六圓
第四項 裁判及登記諸費 金四萬七千八十九圓
第八款 監獄 金六十四萬九千七百四十一圓
第一項 俸給 金四萬三千五百九圓
第二項 廳費及修繕費 金二萬五千百三圓
第三項 雜給及雜費 金三十二萬三千二百四十六圓
第四項 在監人費 金二十五萬七千八百八十三圓
第九款 警察官及司獄官練習所 金十五萬二千九百五十六圓
第一項 俸給 金一萬八千三百七十一圓
第二項 事務費 金三萬六千九十九圓
第三項 練習生費 金九萬八千四百八十六圓

第十款 醫院 金七十三萬七千二百四十一圓
第一項 俸給 金二十三萬九千五十六圓
第二項 廳費及修繕費 金十八萬八千四百三十五圓
第三項 雜給及雜費 金十五萬二千六百四十一圓
第四項 患者費 金十五萬七千百九圓
第十一款 研究所 金十八萬二千七百八十七圓
第一項 俸給 金八萬四百圓
第二項 事務費 金五萬五千百五十八圓
第三項 事業費 金四萬七千二百二十九圓
第十二款 教育費 金九十一萬千百圓
第一項 俸給 金三十九萬千七百二十七圓
第二項 廳費及修繕費 金二十一萬二千八百九十九圓
第三項 雜給及雜費 金十七萬二千九百七十九圓
第四項 學生費 金十三萬三千四百九十五圓
第十三款 農事試驗費 金四十七萬五千九百五十五圓
第一項 俸給 金八萬九千七百八十圓
第二項 事務費 金九萬三千五百八十七圓
第三項 事業費 金二十七萬三千二百七圓
第四項 講習生費 金一萬九千三百八十一圓
第十四款 獸疫血清製造所 金四萬二千八百三十六圓
第一項 俸給 金六千七百七圓
第二項 事業費 金三萬六千百二十九圓
第十五款 通信費 金百八十四萬四百十六圓
第一項 俸給 金四十六萬九千二百九圓
第二項 事務費 金九萬五千四百九十圓
第三項 通信事業費 金百二十一萬二千四百六十三圓
第四項 燈臺及測候費 金六萬三千二百五十四圓
第十六款 鐵道作業費 金六百四十四萬七千六百三十圓
第一項 俸給 金二十八萬四千五百六十四圓
第二項 事務費 金五萬五千三百三十六圓

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第三項　事業費　金六百十萬七千七百三十圓
第十七款　專賣局　金千六百四十九萬五千五百十一圓
第一項　俸給　金十六萬千九十四圓
第二項　事務費　金十一萬八千八百二十四圓
第三項　事業費　金二百八十九萬二千三百八十六圓
第四項　專賣品補償及購買費　金千三百三十二萬三千二百七圓
第十八款　作業所　金百十九萬二千九百六十六圓
第一項　俸給　金五萬五千三百六十圓
第二項　事務費　金二萬二千五百七十圓
第三項　事業費　金百十一萬五千三十六圓
第十九款　營林局　金百九十五萬八千九百八十四圓
第一項　俸給　金八萬五千九百七十六圓
第二項　事務費　金七萬二千七百十六圓
第三項　事業費　金百六十二萬六千七百七十一圓
第四項　特別經營費　金十七萬三千五百二十一圓
第二十款　林野取締費　金十六萬五千圓
第一項　俸給　金九萬九千四百四圓
第二項　事務費　金六萬五千五百九十六圓
第二十一款　國債整理基金特別會計繰入　金三百三十四萬三千八十三圓
第一項　臺灣事業公債及借入金償却繰入　金三百三十四萬三千八十三圓
第二十二款　軍需工業動員法施行費　金三萬四千八百六十圓
第一項　俸給　金一萬三千六百六十四圓
第二項　事務費　金二萬千百九十六圓
第二十三款　地方費補足　金五百三十八萬三百九十圓
第一項　地方費補足　金五百三十八萬三百九十圓
第二十四款　諸支出金　金百三十萬二千三百七十七圓
第一項　諸支出金　金百三十萬二千三百七十七圓
第二十五款　豫備金　金百五十萬圓
第一項　第一豫備金　金三十萬圓

第二項　第二豫備金　金百二十萬圓
經常部合計金四千七百三十四萬七千九百六十九圓
臨時部
第一款　特別事業費　金五百萬圓
第一項　鐵道建設費　金五百萬圓
第二款　事業費　金九百十八萬九千六百七十九圓
第一項　電信電話建設費　金三十五萬四千三百六圓
第二項　臺北醫院新營費　金二十五萬圓
第三項　臺南高等女學校新營費　金十五萬圓
第四項　臺南師範學校新營費　金十二萬圓
第五項　營繕費　金百十萬七千五十五圓
第六項　災害應急工事費　金二萬圓
第七項　市區改正費　金二十六萬九千百七十七圓
第八項　道路橋梁費　金百十三萬六千二百十三圓
第九項　河川費　金百五十九萬七千三百六十六圓
第十項　水利事業費　金百萬圓
第十一項　港灣費　金百五十萬圓
第十二項　花蓮港水道費　金十六萬二千圓
第十三項　官有林野特別處分費　金三十二萬九千二百五十四圓
第十四項　土地排水計畫費　金四萬五千九百四十八圓
第十五項　國勢調査費　金九千七百八十三圓
第十六項　地租調査費　金二十三萬七百八十三圓
第十七項　鐵道線路調査費　金二萬三千八百四圓
第十八項　樟木調査費　金十五萬千五百二十圓
第十九項　鑛物及地質調査費　金一萬九千四百二十八圓
第二十條　諸調査費　金六萬二千三百九十圓
第二十一項　電力調査費　金二萬七十九圓
第二十二項　南支那及南洋建設費　金六十萬圓
第二十三項　木材防腐作業費　金二萬九千五百七十三圓
第三款　傳染病豫防費　金十六萬七千四百圓

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第一項　傳染病[illegible][illegible]防費　金十六萬七千四百圓

第四款　勸業費　金百十八萬八千四百四十三圓

第一項　蔗苗養成及檢查費　金三十八萬八百八十八圓

第二項　包蓆草苗養成費　金一萬五千七百四十六圓

第三項　蠶業實習及獎勵費　金十一萬四千六百十六圓

第四項　保安林費　金八萬八千七百二圓

第五項　民林監督獎勵費　金五萬五千三百十五圓

第六項　林業試驗場費　金六萬七千三百四十七圓

第七項　水產試驗及調査費　金七萬六千百六圓

第八項　製茶販路擴張費　金十萬圓

第九項　茶業獎勵費　金十六萬五千九百七十八圓

第十項　害蟲驅除豫防費　金十萬二千八百八十二圓

第十一項　獸疫豫防費　金二萬八百六十三圓

第五款　補助費　金百四十四萬八千九百七十圓

第一項　航海費補助　金百一萬二千圓

第二項　勸業補助　金四十一萬二千六百七十圓

第三項　教育補助　金二萬千三百圓

第四項　免囚保護事業補助　金三千圓

第六款　臨時手當　金五百三十一萬五千九百五十四圓

第一項　臨時手當　金五百三十一萬五千九百五十四圓

第七款　內國旅費補足　金六十四萬七千三十七圓

第一項　內國旅費補足　金六十四萬七千三十七圓

臨時部合計金二千二百九十五萬七千四百八十三圓

合計金七千三十萬五千四百五十二圓

臺灣官設鐵道用品資金

歲入

第一款　鐵道用品收入　金二百萬圓

第一項　鐵道用品賣拂代收入　金百九十九萬九千九百圓

第二項　雜收入　金百圓

歲出

第一款　鐵道用品費　金二百萬圓

第一項　鐵道用品費　金二百萬圓

（別冊）

乙號

大藏省所管

臺灣總督府

鐵道建設費

金千萬圓　既定總額

金千五十五萬二千六百圓　追加額

計金二千五十五萬二千六百圓

內

金四百萬圓　大正七年度迄支出額

金千六百五十五萬二千六百圓　大正八年度以降支出額

此の改定年額左の如し

大正八年度

金五百萬圓　款特別事業費

金五百萬圓　項鐵道建設費

大正九年度

金五百萬圓　款特別事業費

金五百萬圓　項鐵道建設費

大正十年度

金四百萬圓　款特別事業費

金四百萬圓　項鐵道建設費

大正十一年度

金二百五十五萬二千六百圓　款特別事業費

金二百五十五萬二千六百圓　項鐵道建設費

臺南高等女學校新築費

金二十三萬圓　既定總額

金十二萬圓　追加額

計金三十五萬圓

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內

金十六萬圓　大正七年度迄支出額

金十九萬圓　大正八年度以降支出額

此の改定年額左の如し

大正八年度

金十五萬圓　款　事業費

金十五萬圓　項　臺南高等女學校新營費

大正九年度

金四萬圓　款　事業費

金四萬圓　項　臺南高等女學校新營費

臺南師範學校新營費

總額

金三十五萬圓　款　事業費

金三十五萬圓　項　臺南師範學校新營費

年額

大正八年度

金十二萬圓　款　事業費

金十二萬圓　項　臺南師範學校新營費

大正九年度

金十二萬圓　款　事業費

金十二萬圓　項　臺南師範學校新營費

大正十年度

金十一萬圓　款　事業費

金十一萬圓　項　臺南師範學校新營費

樟木調查費

金三十二萬五千九百一圓　既定總額

內

金十萬三千九百三十五圓　大正七年度支出額

金二十二萬千九百六十六圓　大正八年度以降支出額

此の改定年額左の如し

大正八年度

金十五萬千五百二十圓　款　事業費

金十五萬千五百二十圓　項　樟木調查費

大正九年度

金七萬四百四十六圓　款　事業費

金七萬四百四十六圓　項　樟木調查費

（別　冊）

丙號

大藏省所管

臺灣總督府

專賣品補償及購買費　歲出經常部第十七款專賣局第四項

事業費　歲出經常部第十九款營林局第三項

特別經營費　歲出經常部第十九款營林局第四項

河川費　歲出臨時部第二款事業費第九項

地租調查費　歲出臨時部第二款事業費第十六項

鐵道線路調查費　歲出臨時部第二款事業費第十七項

航海費補助　歲出臨時部第五款補助費第一項

豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

特別會計

大藏省所管

臺灣總督府

專賣品包裝材料及器具機械購入費

專賣品包裝材料及器具機械購入の爲專賣局事業費二十五萬圓を限り大正九年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正八年度に於て結ふことを得

專賣品原料購入費

專賣品原料購入の爲專賣局專賣品補償及購買費百五十萬圓を限り大正九年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正八年度に於て結ふことを得

專賣品委託販賣諸費

專賣品委託販賣諸費として專賣局事業費三十萬圓を限り大正九年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正八年度に於て結ふことを得

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

航海費補助

臺灣内地間、臺灣支那間、臺灣南洋間及臺灣沿岸航路補助の爲左の條件に依り大正八年度より同十年度迄三箇年間毎年百一萬二千圓以内を支出するの契約を結ふことを得

一臺灣内地線は總噸數六千噸以上速力一時間平均十二海里以上の船舶六艘を備へ且總噸數二千五百噸以上速力一時間平均十海里以上の附屬船二艘を備ふること

臺灣沿岸線は總噸數千五百噸以上速力一時間平均十海里以上の船舶三艘を備ふること

南支那線は總噸數千五百噸以上速力一時間平均十海里以上の船舶三艘を備ふること

北支那線は總噸數千五百噸以上速力一時間平均十海里以上の船舶二艘を備ふること

南洋線は總噸數三千噸以上速力一時間平均十海里以上の船舶二艘を備ふること

前各項の使用船は鋼製汽船にして二重底を有し船體機關並附屬品共當該官吏之を點檢し使用に適當と認めたるものなること

一臺灣内地線は一年期間本線は百三十八回以上附屬船は二十四回以上航海を爲すこと

臺灣沿岸線は一年期間百八回以上航海を爲すこと

南支那線は一年期間七十二回以上航海を爲すこと

北支那線は一年期間二十四回以上航海を爲すこと

南洋線は一年期間十二回以上航海を爲すこと

一政府に於て必要と認むるときは寄港地を増加し又は之が變更を命することあるべきこと

一政府は必要に應じ相當の金額を給與して各航路に使用する船舶を使用することあるべきこと

一各航路の起點終點及各寄港地に支店出張所又は代理店を設置すべきこと

一使用船舶の定期發著日時は豫め發著表を調製し政府の認可を受くべきこと

一政府に於て必要と認むるときは各航路の定期發著日時の變更を命することあるべきこと

一各航路に使用する船舶に依り遞送する郵便物は無賃たるべきこと

一旅客貨物の運賃は政府の認可を得て之を定むること

一政府に於て必要と認むるときは種類を指定して旅客貨物の運賃を低減せしむることあるべきこと

一臺灣内地線及臺灣沿岸線の使用船舶は其の船積の一部分を陸軍用に供すべきこと

一補助金は命令書の定むる所に從ひ支給すること但し航海度數を減したるとき又は命令書に規定したる各地に航行せす從て航海里數を減縮したるときは命令書の定むる所に從ひ補助金を減すること

一命令書の條件に該當せざる船舶を使用したるときは補助金の支給額を減少することあるべきこと

一政府は契約者に於て命令を履行せず若は命令に違背したる事實ありと認めたるときは一回若は一日毎に所爲の輕重に依り相當の違約金を徵收すること

一政府は各航路に於ける營業實況を調査し必要と認むるときは其の事由を示し補助金額を改定し又は命令書に定むる義務を加重することあるべきこと

一政府は公益上必要と認むるときは何時にても命令書を變更し又は取消すことあるべきこと

一前各項に於て一年期間と稱するは其の年四月一日に起り翌年三月三十一日に終る一周年間を謂ふ

臺灣官設鐵道用品資金

鐵道用品購入費

鐵道事業に要する物品購入費八十萬圓を限り大正九年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正八年度に於て結ふことを得

臺灣電力會社令

久しく懸案たりし日月潭水力電氣事業は愈〻半官半民の組織を以て實現することゝなり臺灣電力株式會社令は本年律

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

令第一號として四月二十五日發布を見、設立委員中官吏側の分は五月九日附を以て左の如く發表せられたり民間側委員は追て發表を見るべしと。

臺灣電力株式會社設立委員長を命ず

臺灣總督府民政長官法學博士　下村宏

法制局參事官　馬場鍈一
拓殖局次長　立花俊吉
大藏省理財局長　森俊六郎
臺灣總督府研究所技師醫學博士　高木友枝
臨時臺灣總督府工事部技師　高橋辰次郎
臺灣總督府殖産局長　高田元治郎
臺灣總督府土木局長　角源泉
臺灣總督府財務局長　末松偕一郎
臨時臺灣總督府工事部技師工學博士　山形要助
臺灣總督府參事官　楠正秋
臨時臺灣總督府工事部技師　大越大藏
臨時臺灣總督府工事部技師　堀見末子
拓殖局書記官　得能佳吉
南投廳長　御厨規三
臺灣總督府事務官　小西恭介
臨時臺灣總督府工事部事務官　關口泰

臺灣電力株式會社設立委員を命ず

▲支部報▼

▲支部事務所移轉　當支部事務所は三月二十日總督府新廳舍內當支部詰所へ移轉せり

▲臺灣商工學校入學試驗　當支部設立臺灣商工學校は四月十三日臺北臺中臺南の三箇所に於て入學試驗を行ひ志願者六百名中の合格者百二十名に對し商工兩科に入學を許可し同十八日入學式を擧行したり

▲下村支部長　四月二十九日歸府
▲高田副長　五月十二日上京
▲野呂幹事　三月十八日上京、五月十三日歸府
▲相馬評議員　四月一日內地へ赴く
▲川原評議員　同上
▲石川評議員　同上
▲末松評議員　同日歸府
▲菊池幹事　同上
▲小松(楠彌)評議員　同日歸臺
▲石井幹事　四月一日歸府同七日上京
▲白莊司評議員　四月七日內地へ赴く
▲山移評議員　四月七日內地へ赴く
▲櫻井幹事長　四月七日歸臺
▲山本評議員　四月七日歸臺、同十四日內地へ赴く
▲山移評議員　四月七日內地へ赴く

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲服部評議員　四月十一日歸臺

▲三村評議員　同上

▲丸田評議員　同上

▲木村(匡)評議員　同日上京

▲佐田評議員　同上

▲富地評議員　同日內地へ趣く

▲谷野評議員　四月十七日上京

▲菅野評議員　同上

▲辜評議員　同上

▲稻垣評議員　同上

▲坂本評議員　四月二十二日歸臺

▲賀來評議員　四月二十五日歸任

▲湯地評議員　福井縣知事に榮轉四月二十八日出發赴任

▲末松評議員　各國殖民地視察の命を受けめ五月二日出發上京

▲高木評議員　五月九日上京

漢文臺灣時報

大正八年五月號

東宮御成年式

皇太子裕仁親王殿下、御年十八、卜月之七號、以爲佳辰、於皇宮裡、擧行御成年式、是日國民敬捧赤心、奉祝盛儀、惟我皇室之尊嚴、冠絕宇內、一系連綿、三千年于茲、國運與天壤無窮矣、近年因世界大亂、環球列邦、革命易姓、紛亂相繼、吾人目覩此景、未曾不嘆賞我國體之精華、欽哉、 今上陛下龍族繁榮螽斯衍慶、皇太子殿下之加冠式、得以擧行、國運之隆昌、邦家之瑞福、無可比擬、 皇太子殿下明治三十四年御誕生、四十一年御齡八歲而入學習院、大正三年畢業初等科、嗣於東宮御所學問所、御修學業、御任陸軍步兵少尉及海軍少尉、敘大勳位、大正五年、 御陞陸軍大尉及海軍大尉、又於是年十一月三日、先帝天長佳辰、擧行立太子式、現際專攻王學軍學及高等學業以備他日御臨四海、總理萬幾。皇太子殿下學德俱進、御齡愈長、我邦之幸也、吾人値今次盛儀、敬祝 殿下之御康福、且實爲虔祈 皇室之益繁榮

大和魂之眞意義

小野西洲

大和魂維何、大和者昔時我國國名之稱也、大和魂者猶謂日本魂異語同意耳、大和魂之語、始自何時。無從考據、蓋由來久矣、據黑川博士乖論曰、漢學傳入我邦之後、始有大和魂之稱、國民何故而咸稱大和魂、曰漢學一傳于我日本國、民因此獲利益者固多、因此受弊害者又非淺鮮、其故何哉曰、今日修西學者、崇尙西人、直將西洋人之思想注入我東洋、俾我東洋人同化于彼西洋人以故種々弊害、由是發生、昔時亦然、漢學勃興、修漢學之人、拘泥漢學之文字、參取漢學之理論。直欲以彼施此、使日本人同化于支那人、無怪諸種弊害、復發生于爾時、弊害或見于政治上、或形于社會上、滋蔓難圖、芟除匪易、於是尙古一派之人齊聲疾呼曰我日本人不可不善通日本俗情、善通日本俗情、乃堪稱爲有大和心之人、苟未有大和心、遽術漢學之人危矣、若能和魂漢學兼備、實不愧爲日本之人士、古人之說大和魂者如此、近世大和魂之解說、與昔時大有殊異、其解釋始自德川時代、德川時有一鴻儒本居宣長氏嘗作和歌一首曰、「敷島の大和心を人問はゞ旭に匂ふ山櫻花」是歌之意若謂人或問于我曰敷島大和國人之本性何如、余應之曰、如山櫻花然、是櫻花開于旭日。散于風雨、其清廉潔白、恰似日本人之本性、是歌一出、此唱彼和、流傳國中、苟有志者無一不唱大和魂、其故何哉、曰德川政府、紀綱頹弛、民俗浮侈、弊端百出、勢難救濟、於是愛國之士、東西呼應、頻唱大和魂之說、以救時弊、爾時稱大和魂者其意若曰、日本人之性、本是清廉潔白也、日本人之心、元來忠勇義烈也、日本人之志、由來高雅優秀也、總而言之、則曰清廉潔白。忠勇義烈、高雅優秀者、即日本人之本性、又謂之大和魂者是也如此大和魂天眞爛熳、一片清白、不染汚塵、宛如山櫻、忽開於旭日而自放清香、忽散於風雨而不受摧殘、其淡冶澄清、即如我日本人之本性也、降至明治維新之時、我國志士、力唱大和魂之眞諦、且大爲鼓吹、詩人藤田東湖先生、倣宋朝文天祥之正氣歌。嘗作日本正氣歌、其歌云、天地正大氣粹然鍾神州、秀爲不二嶽、巍々聳千秋、注爲大瀛水、洋々環八洲、發爲萬朶櫻、衆芳難與儔、凝爲百錬鐵、銳利可斷鍪、藎臣皆熊羆、武夫盡好仇、神州孰君臨、萬古仰天皇、皇風洽六合、明德侔太陽、世不無汚隆、正氣時放光、乃參大連議、侃々排瞿曇、乃助明主斷、燄々焚伽藍、中郎嘗用之、宗社磐石安、清丸嘗用之、妖僧肝膽寒、忽揮龍口劍、虜使頭足分、忽起西海颶、怒濤殲胡氛、志賀月明夜、陽爲鳳輦巡、芳野戰酣日、又代帝子屯、或投鎌倉窟、憂憤正愪々、或伴櫻井驛、遺訓何慇懃、或殉天目山、幽囚不忘君、或守伏見城、一身當萬軍、昇平二百歲、斯氣常得伸然方其鬱屈、生四十七人、乃知人雖亡、英靈未嘗泯、長在天地間、隱然叙彝倫、孰能扶持之、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

卓立東海濱、忠誠尊皇室、孝敬事天神、修文與奮武、誓欲清胡塵、一朝天步艱、邦君身先淪、頑鈍不知機、罪戾及孤臣、孤臣困葛藟、君冤向誰陳、孤子遠墳墓、何以謝先親、荏苒二周星、獨有斯氣隨、嗟予雖萬死、豈忍與汝離、屈伸付天地、生死復奚疑生當雪君冤、復見張綱維、死爲忠義鬼極天護皇基」是歌說盡大和魂之意義、詳審精密、顧大和魂之意義、苟一言以蔽之曰 歸于潔之一字已耳、如上所縷述者、自德川時代至明治維新之間、所唱之解說也、迄于今世、人々所唱大和魂之意義、亦與此相似、明治大帝勅語中有克忠克孝、一旦有急、義勇奉公之句、此數語實爲當今所謂大和魂之根蔕、克忠克孝、意義明白、毋庸解說、一旦有急云者、當國家有事之秋、仗義恃勇、盡瘁王事、以報君恩、斯義勇之精神卽爲大和魂焉、我日本人之本性、輕利重義、公爾忘私、知其事不可爲則斷然而止、事所可爲則果敢以行、是卽清廉果斷之性也、我大和民之宅心、殘忍是懲、風流是尙、譬如樵夫採薪而歸、途見奇花、必折一枝、插諸薪上而玩賞者有之。征士交戰之餘、賞花吟歌者有之、是卽閑雅風流之心也、其忠孝義勇也、淸廉果斷也、閑雅風流也、亦歸于潔之一字、潔者大和魂之根本也、顧閑雅風流之一事。以此、爲日本人之特性、謬矣、閑雅風流、非我獨有、西洋人亦有之、惟是我視爲美者彼醜之、彼目爲醜者我美之、彼與我國情民俗自有差異、以是國民所視亦各殊、西洋人自有西洋之風流、繙讀西洋小說詩歌足以知之、然則我大和民族之特有性者究竟惟有忠孝義勇、淸白果斷之四美乎、此四美者亦不外歸于至潔、如前所說、云々潔者純一也、刻下世界列國、各有學說、主義宗敎、懸殊互別、眞僞混淆、然道則有一焉耳、當此之時、我國民誠能以高潔純一之精神、虛已思道、以盡國民之天職、他日我國或爲列國執牛耳以周旋於盟壇之上、亦未可知、是在大和魂之發揮何如耳

● 世界春光

追憶大正三年之陽春、遲々春光、徧照世界、爾時世人焉得知禍亂之迫來、詎料是年六月、塞國々內、突起一事件、嗣俄然勃發一大動亂、爾來經過四春五秋、歐洲全土、忽變爲戰禍之場、遠近諸國、皆鞅掌于戰事戰報、雖遇春時、不得樂春、迄于客秋、戰火漸熄、今年春光、復照世界、比舊更麗、顧刻下春在北半球正是秋時也、是以難稱爲世界之春、然秋謂小春、春與秋天時和暖、快適人身一年中之好季節也、地球上、寒帶與熱帶之地域、固爲例外、凡於世界大陸小島、春風無所不至、世界何國之人、不得浴此春光乎、獨是法國爲講和會議地、瑞氣歡聲、一時充溢、國民必有神魂飛天外之觀、顧法國々民、視德國爲不俱戴天之仇敵、半世紀間、臥薪嘗膽、欲雪舊忿、今己遂之、國民之欣喜可知、英也伊也、想必亦然、白耳義雖曰小國、上下歡喜、不減於法、聯合諸國、不知俾幾萬千之勇士、盡供犧牲而得克復和平、昔之所苦、今之所樂、人皆迎春光而醉春心、理也勢也 議會所議對德媾行成以外、有計畫世界永遠之和平、恰若以春心而謳春情也乎、年々歲々、未有不來之春而如今年之春、則難期復來、今年之春光、實爲勇士之血與汗所賜也、陽春雖云好

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第一項　傳染病豫防費　金十六萬七千四百圓
第四款　勸　業　費　金百十八萬八千四百四十三圓
第一項　原苗養成及檢查費　金三十八萬八百八十八圓
第二項　包蓆草苗養成費　金一萬五千七百四十六圓
第三項　蠶業實習及獎勵費　金十一萬四千六百十六圓
第四項　保　安　林　費　金八萬八千七百二圓
第五項　民林監督獎勵費　金五萬五千三百十五圓
第六項　林業試驗場費　金六萬七千三百四十七圓
第七項　水產試驗及調查費　金七萬六千百六圓
第八項　製茶販路擴張費　金十萬圓
第九項　茶業獎勵費　金十六萬五千九百七十八圓
第十項　害蟲驅除豫防費　金十萬二千八百八十二圓
第十一項　獸疫豫防費　金二萬八百六十三圓
第五款　補　助　費　金百四十四萬八千九百七十圓
第一項　航海費補助　金百一萬二千圓
第二項　勸業補助　金四十一萬二千六百七十圓
第三項　敎育補助　金二萬千三百圓
第四項　兎四保護事業補助　金三千圓
第六款　臨　時　手　當　金五百三十一萬五千九百五十四圓
第一項　臨　時　手　當　金五百三十一萬五千九百五十四圓
第七款　内國旅費補足　金六十四萬七千三十七圓
第一項　内國旅費補足　金六十四萬七千三十七圓
臨時部合計金二千二百九十五萬七千四百八十三圓
合計金七千三十萬五千四百五十二圓
臺灣官設鐵道用品資金
歳　入
第一款　鐵道用品收入　金二百萬圓
第一項　鐵道用品賣拂代收入　金百九十九萬九千九百圓
第二項　雜　收　入　金百圓
歳　出
第一款　鐵道用品費　金二百萬圓
第一項　鐵道用品費　金二百萬圓
（別　册）
乙　號
大藏省所管
臺灣總督府
鐵道建設費
金千萬圓　既定總額
金千五十五萬二千六百圓　追加額
計金二千五十五萬二千六百圓
内
金四百萬圓　大正七年度迄支出額
金千六百五十五萬二千六百圓　大正八年度以降支出額
此の改定年額左の如し
大正八年度
金五百萬圓　款　特別事業費
金五百萬圓　項　鐵道建設費
大正九年度
金五百萬圓　款　特別事業費
金五百萬圓　項　鐵道建設費
大正十年度
金四百萬圓　款　特別事業費
金四百萬圓　項　鐵道建設費
大正十一年度
金二百五十五萬二千六百圓　款　特別事業費
金二百五十五萬二千六百圓　項　鐵道建設費
臺南高等女學校新築費
金二十三萬圓　既定總額
金十二萬圓　追加額
計金三十五萬圓

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内
金十六萬圓　大正七年度迄支出額
金十九萬圓　大正八年度以降支出額
此の改定年額左の如し
大正八年度
金十五萬圓　款 事業費
金十五萬圓　項 臺南高等女學校新營費
大正九年度
金四萬圓　款 事業費
金四萬圓　項 臺南高等女學校新營費

臺南師範學校新營費
總額
金三十五萬圓　款 事業費
金三十五萬圓　項 臺南師範學校新營費
年額
大正八年度
金十二萬圓　款 事業費
金十二萬圓　項 臺南師範學校新營費
大正九年度
金十二萬圓　款 事業費
金十二萬圓　項 臺南師範學校新營費
大正十年度
金十一萬圓　款 事業費
金十一萬圓　項 臺南師範學校新營費

樟木調査費
余三十二萬五千九百一圓　既定總額
内
金十萬三千九百三十五圓　大正七年度支出額
金二十二萬千九百六十六圓　大正八年度以降支出額
此の改定年額左の如し
大正八年度
金十五萬千五百二十圓　款 事業費
金十五萬千五百二十圓　項 樟木調査費
大正九年度
金七萬四百四十六圓　款 事業費
金七萬四百四十六圓　項 樟木調査費

(別　冊)

丙號

大藏省所管

臺灣總督府

專賣品補償及購買費　歳出經常部第十七款專賣局第四項
事業費　歳出經常部第十九款營林局第三項
特別經營費　歳出經常部第十九款營林局第四項
河川費　歳出臨時部第二款事業費第九項
地租調査費　歳出臨時部第二款事業費第十六項
鐵道線路調査費　歳出臨時部第二款事業費第十七項
航海費補助　歳出臨時部第五款補助費第一項

豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

特別會計

大藏省所管

臺灣總督府

專賣品包裝材料及器具機械購入費
專賣品包裝材料及器具機械購入の爲專賣局事業費二十五萬圓を限り大正九年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正八年度に於て結ぶことを得
專賣品原料購入費
專賣品原料購入の爲專賣局專賣品補償及購買費百五十萬圓を限り大正九年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正八年度に於て結ぶことを得
專賣品委託販賣諸費
專賣品委託販賣諸費として專賣局事業費三十萬圓を限り大正九年度に於て國庫の負擔となるべき契約を大正八年度に於て結ぶことを得

航海費補助

臺灣內地間、臺灣支那間、臺灣南洋間及臺灣沿岸航路補助の爲左の條件に依り大正八年度より同十年度迄三箇年間每年百一萬二千圓以內を支出するの契約を結ふことを得

一臺灣內地線は總噸數六千噸以上速力一時間平均十二海里以上の船舶六艘を備へ且總噸數二千五百噸以上速力一時間平均十海里以上の附屬船二艘を備ふること

臺灣沿岸線は總噸數千五百噸以上速力一時間平均十海里以上の船舶三艘を備ふること

南支那線は總噸數千五百噸以上速力一時間平均十海里以上の船舶三艘を備ふること

北支那線は總噸數千五百噸以上速力一時間平均十海里以上の船舶二艘を備ふること

南洋線は總噸數三千噸以上速力一時間平均十海里以上の船舶二艘を備ふること

前各項の使用船は鋼製汽船にして二重底を有し船體機關竝附屬品共當該官吏之を點檢し使用に適當と認めたるものなること

一臺灣內地線は一年期間本線は百三十八回以上附屬船は二十四回以上航海を爲すこと

臺灣沿岸線は一年期間百八回以上航海を爲すこと

南支那線は一年期間七十二回以上航海を爲すこと

北支那線は一年期間二十四回以上航海を爲すこと

南洋線は一年期間十二回以上航海を爲すこと

一政府に於て必要と認むるときは寄港地を增加し又は之が變更を命することあるへきこと

一政府は必要に應じ相當の金額を給與して各航路に使用する船舶を使用することあるへきこと

一各航路の起點終點及各寄港地に支店出張所又は代理店を設置すへきこと

一使用船舶の定期發著日時は豫め發著表を調製し政府の認可を受くへきこと

一政府に於て必要と認むるときは各航路の定期發著日時の變更を命することあるへきこと

一各航路に使用する船舶に依り遞送する郵便物は無賃たるへきこと

一旅客貨物の運賃は政府の認可を得て之を定むること

一政府に於て必要と認むるときは種類を指定して旅客貨物の運賃を低減せしむることあるへきこと

一臺灣內地線及臺灣沿岸線の使用船舶は其の船積の一部分を陸軍用に供すへきこと

一補助金は命令書の定むる所に從ひ支給すること但し航海度數を減したるとき又は命令書に規定したる各地に航行せす從て航海里數を減縮したるときは命令書の定むる所に從ひ補助金を減すること

一命令書の條件に該當せさる船舶を使用したるときは補助金の支給額を減少することあるへきこと

一政府は契約者に於て命令を履行せす若は命令に違背したる事實ありと認めたるときは一回若は一日每に所爲の輕重に依り相當の違約金を徵收すること

一政府は各航路に於ける營業實況を調査し必要と認むるときは其の事由を示し補助金額を改定し又は命令書に定むる義務を加重することあるへきこと

一政府は公益上必要と認むるときは何時にても命令書を變更し又は取消すことあるへこと

一前各項に於て一年期間と稱するは其の年四月一日に起り翌年三月三十一日に終る一周年間を謂ふ

臺灣官設鐵道用品資金

鐵道用品購入費

鐵道事業に要する物品購入費八十萬圓を限り大正九年度に於て國庫の負擔となるへき契約を大正八年度に於て結ふことを得

臺灣電力會社令

久しく懸案たりし日月潭水力電氣事業は愈〻半官半民の組織を以て實現することゝなり臺灣電力株式會社令は本年律

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

令第一號として四月二十五日發布を見、設立委員中官吏側の分は五月九日附を以て左の如く發表せられたり民間側委員は追て發表を見るべしと。

臺灣總督府民政長官法學博士　下村宏

臺灣電力株式會社設立委員長を命ず

法制局參事官　馬場鍈一
拓殖局次長　立花俊吉
大藏省理財局長　森俊六郎
臺灣總督府研究所技師醫學博士　高木友枝
臨時臺灣總督府工事部技師　高橋辰次郎
臺灣總督府殖産局長　高田元治郎
臺灣總督府土木局長　角源泉
臺灣總督府財務局長　末松偕一郎
臨時臺灣總督府工事部技師工學博士　山形要助
臺灣總督府參事官　楠正秋
臨時臺灣總督府工事部技師　大越大藏
臨時臺灣總督府工事部技師　堀見末子
拓殖局書記官　得能佳吉
南投廳長　御厨規三
臺灣總督府事務官　小西恭介
臨時臺灣總督府工事部事務官　關口泰

臺灣電力株式會社設立委員を命ず

▲支部報▼

▲支部事務所移轉　當支部事務所は三月二十日總督府新廳舍內當支部詰所へ移轉せり

▲臺灣商工學校入學試驗　當支部設立臺灣商工學校は四月十三日臺北臺中臺南の三箇所に於て入學試驗を行ひ志願者六百名中の合格者百二十名に對し商工兩科に入學を許可し同十八日入學式を擧行したり

▲下村支部長　四月二十九日歸府
▲高田副長　五月十二日上京
▲野呂幹事　三月十八日上京、五月十三日歸府
▲相馬評議員　四月一日內地へ赴く
▲川原評議員　同上
▲石川評議員　同上
▲末松評議員　同日歸府
▲菊池幹事　同上
▲小松(楠彌)評議員　同日歸臺
▲石井幹事　四月一日歸府同七日上京
▲白莊司評議員　四月七日內地へ赴く
▲山移評議員　四月七日內地へ赴く
▲櫻井幹事長　四月七日歸臺
▲山本評議員　四月七日歸臺、同十四日內地へ赴く
▲山移評議員　四月七日內地へ赴く

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲服部評議員　四月十一日歸臺

▲三村評議員　同上

▲丸田評議員　同上

▲木村(匡)評議員　同日上京

▲佐田評議員　同上

▲富地評議員　同日內地へ趣く

▲谷野評議員　四月十七日上京

▲菅野評議員　同上

▲辜評議員　同上

▲稻垣評議員　同上

▲坂本評議員　四月二十二日歸臺

▲賀來評議員　四月二十五日歸任

▲湯地評議員　福井縣知事に榮轉四月二十八日出發赴任

▲末松評議員　各國殖民地視察の命を受け五月二日出發上京

▲高木評議員　五月九日上京

漢文臺灣時報

大正八年五月號

東宮御成年式

皇太子裕仁親王殿下、御年十八、卜月之七號、以爲佳辰、於皇宮裡、擧行御成年式、是日國民敬捧赤心、奉祝盛儀、惟我皇室之尊嚴、冠絕宇内、一系連綿、三千年于茲、國運與天壤無窮矣、近年因世界大亂、環球列邦、革命易姓、紛亂相繼、吾人目覩此景、未曾不嘆賞我國體之精華、欽哉、今上陛下龍族繁榮螽斯衍慶、皇太子殿下之加冠式、得以擧行、國運之隆昌、邦家之瑞福、無可比擬、皇太子殿下明治三十四年御誕生、四十一年御齡八歲而入學習院、大正三年畢業初等科、嗣於東宮御所學問所、御修學業、御任陸軍步兵少尉及海軍少尉、叙大勳位、大正五年、御陞陸軍大尉及海軍大尉、又於是年十一月三日、先帝天長佳辰、擧行立太子式、現際專攻王學軍學及高等學業以備他日御臨四海、總理萬幾。皇太子殿下學德俱進、御齡愈長、我邦之幸也、吾人値今次盛儀、敬祝 殿下之御康福、且實爲虔祈 皇室之益繁榮

大和魂之眞意義

小野西洲

大和魂維何、大和者昔時我國國名之稱也、大和魂者猶謂日本魂異語同意耳、大和魂之語、始自何時。無從考據、蓋由來久矣、據黒川博士垂論曰、漢學傳入我邦之後、始有大和魂之稱、國民何故而咸稱大和魂、曰漢學一傳于我日本國、民因此獲利益者固多、因此受弊害者又非淺鮮、其故何哉曰、今日修西學者、崇尚西人、直將西洋人之思想注入我東洋、俾我東洋人同化于彼西洋人以故種々弊害、由是發生、昔時亦然、漢學勃興・修漢學之人、拘泥漢學之文字、參取漢學之理論。直欲以彼施此、使日本人同化于支那人、無怪諸種弊害、復發生于爾時、弊害或見于政治上、或形于社會上、滋蔓難圖、芟除匪易、於是尙古一派之人齊聲疾呼曰我日本人不可不善通日本俗情、善通日本俗情、乃堪稱爲有大和心之人、苟未有大和心、遽衒漢學之人危矣、若能和魂漢學兼備、實不愧爲日本之人士、古人之說大和魂者如此、近世大和魂之解說、與昔時大有殊異、其解釋始自德川時代、德川時有一鴻儒本居宣長氏嘗作和歌一首曰、「敷島の大和心を人問はゞ旭に匂ふ山櫻花」是歌之意若謂人或問于我曰敷島大和國人之本性何如、余應之曰、如山櫻花然、是櫻花開于旭日。散于風雨、其淸廉潔白、恰似日本人之本性、是歌一出、此唱彼和、流傳國中、苟有志者無一不唱大和魂、其故何哉、曰德川政府、紀綱頽弛、民俗浮侈、弊端百出、勢難救濟、於是愛國之士、東西呼應、頻唱大和魂之說、以救時弊、爾時稱大和魂者其意若曰、日本人之性、本是淸廉潔白也、日本人之心、元來忠勇義烈也、日本人之志、由來高雅優秀也、總而言之、則曰淸廉潔白。忠勇義烈、高雅優秀者、卽日本人之本性、又謂之大和魂者是也如此大和魂天眞爛熳、一片淸白、不染汚塵、宛如山櫻、忽開於旭日而自放淸香、忽散於風雨而不受摧殘、其淡泊澄淸、卽如我日本人之本性也、降至明治維新之時・我國志士、力唱大和魂之眞詮、且大爲皷吹、詩人藤田東湖先生、傚宋朝文天祥之正氣歌。嘗作日本正氣歌、其歌云、天地正大氣粹然鐘神州、秀爲不二嶽、巍々聳千秋、注爲大瀛水、洋々環八洲、發爲萬朶櫻、衆芳難與儔、凝爲百錬鐵、銳利可斷鍪、藎臣皆熊羆、武夫盡好仇・神州孰君臨、萬古仰天皇、皇風洽六合、明德侔太陽、世不無汚隆・正氣時放光、乃參大連議、侃々排瞿曇、乃肋明主斷、燄々焚伽藍、中郞嘗用之、宗社磐石安、淸丸嘗用之、妖僧肝膽寒、忽揮龍口劍、虜使頭足分、忽起西海颶、怒濤殲胡氛、志賀月明夜、陽爲鳳輦巡、芳野戰酣日、又代帝子屯・或投鎌倉窟、憂憤正悁々、或伴櫻井驛、遺訓何慇懃、或殉天目山、幽囚不忘君、或守伏見城、一身當萬軍、昇平二百歲、斯氣常得伸然方其鬱屈、生四十七人、乃知人雖亡、英靈未嘗泯、長在天地間、隱然叙彝倫、孰能扶持之、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

卓立東海濱、忠誠尊皇室、孝敬事天神、修文與奮武、誓欲清胡塵、一朝天步艱、邦君身先淪、頑鈍不知機、罪戾及孤臣、孤臣困葛藟、君寃向誰陳、孤子遠墳墓、何以謝先親、苒荏二周星、獨有斯氣隨、嗟予雖萬死、豈忍與汝離、屈伸付天地、生死復奚疑生當雪君寃、復見張綱維、死爲忠義鬼極天護皇基」是歌說盡大和魂之意義、詳審精密、願大和魂之意義、苟一言以蔽之曰 歸于潔之一字已耳、如上所縷述者、自德川時代至明治維新之間、所唱之解說也、迄于今世、人々所唱大和魂之意義、亦與此相似、明治大帝勅語中有克忠克孝、一旦有急、義勇奉公之句、此數語實爲當今所謂大和魂之根蔕、克忠克孝、意義明白、毋庸解說、一旦有急云者、當國家有事之秋、仗義恃勇、盡瘁王事、以報君恩、斯義勇之精神卽爲大和魂焉、我日本人之本性、輕利重義、公爾忘私、知其事不可爲則斷然而止、事所可爲則果敢以行、是卽淸廉果斷之性也、我大和民之宅心、殘忍是懲、風流是尙、譬如樵夫採薪而歸、途見奇花、必折一枝、插諸薪上而玩賞者有之。征士交戰之餘、賞花吟歌者有之、是卽閑雅風流之心也、其忠孝義勇也、淸廉果斷也、閑雅風流也、亦歸于潔之一字、潔者大和魂之根本也、顧閑雅風流之一事。以此、爲日本人之特性、謬矣、閑雅風流、非我獨有、西洋人亦有之、惟是我視爲美者彼醜之、彼目爲醜者我美之、彼與我國情民俗自有差異、以是國民所視亦各殊、西洋人自有西洋之風流、緇讀西洋小說詩歌足以知之、然則我大和民族之特有性者究竟惟有忠孝義勇、淸白果斷之四美乎、此四美者亦不外歸于至潔、如前所說、云々潔者純一也、刻下世界列國、各有學說、主義宗敎、懸殊互別、眞僞混淆、然道則有一焉耳、當此之時、我國民誠能以高潔純一之精神、虛已思道、以盡國民之天職、他日我國或爲列國執牛耳以周旋於盟壇之上、亦未可知、是在大和魂之發揮何如耳

●世界春光

追憶大正三年之陽春、遲々春光、徧照世界、爾時世人焉得知禍亂之迫來、詎料是年六月、塞國々內、突起一事件、嗣俄然勃發一大動亂、爾來經過四春五秋、歐洲全土、忽變爲戰禍之場、遠近諸國、皆袂掌于戰事戰報、雖過春時、不得樂春、迄于客秋、戰火漸熄、今年春光、復照世界、比舊更麗、顧刻下春在北半球正是秋時也、是以難稱爲世界之春、然秋謂小春、春與秋天時和暖、快適人身一年中之好季節也、地球上、寒帶與熱帶之地域、固爲例外、凡於世界大陸小島、春風無所不至、世界何國之人、不得浴此春光乎、獨是法國爲講和會議地、瑞氣歡聲、一時充溢、國民必有神魂飛天外之觀、顧法國々民、視德國爲不俱戴天之仇敵、半世紀間、臥薪嘗膽、欲雪舊怨、今已遂之、國民之欣喜可知、英也伊也、想必亦然、白耳義雖曰小國、上下歡喜、不減於法、聯合諸國、不知俾幾萬千之勇士、盡供犧牲而得克復和平、昔之所苦、今之所樂、人皆迎春光而醉春心、理也勢也 議會所議對德媾行成以外、有計畫世界永遠之和平、恰若以春心而謳春情也乎、年々歲々、未有不來之春而如今年之春、則難期復來、今年之春光、實爲勇士之血與汗所賜也、陽春雖云好

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

季節、然往々有天候之難測、佛家之說、人生無常亦於春時、春宵雖好、不無夜風迫來之虞、此次講和會議、就永遠之和平而審議、雖結局濟美、吾人所望、然阻碍故障、起自意外、而沒却吾人之厚望亦未可知、陽春風無起大風則幸、會議亦有波瀾、無起大波瀾則幸、若夫戰勝國則祝福戰勝、戰敗國則互相哀弔、德國假令如當初之計畫、以三旬而得陷巴里、德之勢力則得壓服全歐、倘勢至如斯、英亦戰々兢々、献媚德國焉、德則巧于戰而劣于謀、是以至最後不戰而屈服、嗚呼德國々民、初夢戰勝、今一敗塗地、不能復起、五年之間破滅三大帝國、實政治歷史上未曾有之事也、俄國皇帝、坐于未發之火山上、人或嘗言之、墺國皇帝、爲强弩之末、人或嘗言之、德國皇帝、流寓他國、誰能預料、德之戰敗、責任歸于皇帝、未可易言、俄也墺也亦然、夫彼禍害之來、非來于來之日、由來久矣、夫禍害宜防于未萠、是爲大智、三大帝國、倏忽之間、土崩瓦解、有若萬朶春花、爲夜風吹折之感、關係于戰役有二十八國、就中濠洲將占優位、彼國人口五百萬、地域比英本國、有二十五倍、物質豐裕、民氣團結、將來或爲一大强國亦未可知、當世界之春、日本即正爲陽春之候、濠洲即爲小春之時、氣候相似而曆日相反、刻下世界戰休而成行、陽春與小春一時具來矣、然則日本與濠洲將來必占優等之地位乎、吾人、不禁爲我日本預祝之。

●東洋經濟界

▼譯臺銀總辨演說

●本邦經濟好況

客歲中本邦經濟界維何、當上半期、歐洲戰局前途、猶難逆睹、因俄國紛亂、聯合國大受困難、列國戰事設施、愈形緊縮、本邦貿易及企業界、雖受其影響、然已概得順序經過矣、迄下半期、我經濟界、因物價騰昂、西野出兵、時局急變等、受種々影響波瀾起伏、動搖殊甚、顧外國貿易、依然好況、且愈見增加、其總額得達三十七億圓、配出較諸配入、超過約有三億圓、金融界、因滙兌資金、諸證劵發行、企業資金等、有種々要需、漸次繁忙、利息超升迨十一月休戰締約、戰時事業、均遭打擊、財界一部、雖見動搖、然一體人民、因此咸知警戒、故得乂安、至越年焉

●臺灣貿易膨脹

昨年中臺灣貿易總額、凡二億四千三百餘萬圓、就中配出者一億三千九百餘萬圓、配入者一億四百餘萬圓、較諸去年、配出減少六百六十餘圓、莫非因砂糖失收、有以所致此、其配入增加一千五百三十餘萬圓、則因米油糟火柴煙草材木及建築材料等之加多也、通盤算來、貿易總額實增八百六十餘萬圓、更就臺灣重要物產之消長、爲縷述之、如砂糖一宗大正六年期產額、五百七十萬擔、配出額、係五百十餘萬擔、價金六千八十餘萬圓、較諸去年、配出減少一百八十餘萬擔、價金、有二千三百二十餘萬圓、米一宗就早季竝晚季合算、凡有四百七十餘萬石、與去年固無甚差然自春初以來、米價大起、配出內地者有一百十餘萬石、價金額二千四百八十餘萬圓、而外米之輸入、亦有五百十餘萬圓、至於樟腦及腦油、因工資加起、產額逐減、配出額係六百餘萬圓、較諸上年減

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

有一百四十餘萬圓、他如烏龍茶則於美國市場、包種茶則於南洋市場、俱呈好況、故兩種之配出額、得達九百三十餘萬圓、較諸上年、實增加一百五十餘萬圓、唯是九月間爲爪哇禁配外國茶、本島之茶、被其影響者不尠、幸賴官憲及駐該地領事之盡力、向蘭領政府、疏通事情、於是去年度包種茶、得以輸出、復望其將來、悉行解禁、現與該處茶商、正在協議、本行亦與其事、蓋爲謀公益起見、是故於該處設置茶商公會焉、又如煤炭輸出於香港等處、計二十八萬噸、價金額二百八十餘萬圓、較諸上年增加有百餘萬圓、金因製貨暴昂、故其產額、較諸上年約減其半、本行對此等重要產物、如客年中放借之額、有二億七千九百八十餘萬圓、比之前年實增加七千二百萬餘圓焉

●臺灣企業發達

臺灣之企業一時勃興、若政府之建設鐵道、及開圳闢道等、已漸見進步、又民業之炭礦電氣紡績釀造、及其餘化學工業等、亦許多倡設、如客年中、諸會社新創立者、約有五千處、其資金既達二千萬圓、本行於此等業務、爲欲圖資金之利便、俾得發達、至若日月潭水電事業、現在督府籌畫、欲令官民合辨、以供給廉價之動力于各工業、倘事業告成、諸工業自必更加發達

●臺灣經濟好況

本行代理日本勸業銀行之放借、因米價大起、各農家經濟裕如、以故凡大宗借項、多已挪還、現在放借全額、較諸上年、難免減少、惟零星借款頗爲加多耳、本行發行銀票、自客年三月、祇限擴張二千萬圓、迺來鑑於經濟好況、自必更增益其額、是年下半季平均有二千四百餘萬圓、較諸上年是季實增五百三十餘萬圓、是則最高之發行額、當有四千二百十餘萬圓云

●支那經濟及貿易

曠觀支那狀勢、客年中農產物、各省大抵皆喜好收成、就棉花而論、陝西湖南湖北等省、尤爲豐稔、較諸上年、收穫實多、外國貿易、因南北政爭、以及銀價騰昂等、受其影響、致有輸出不振之氣象、各地市面爲銀塊減少、金融頗形逼迫、且因便船不足、與列國貿易有定限等事、輸入大形減退、顧外國貿易、較諸上年、雖云減少、猶幸日本與支那間之貿易、輸出輸入、遂共呈好況、客年中內地竝臺灣與支那(含香港)間之貿易總額、七億四千八十餘萬圓、較諸上年、實增加一億九千八百二十萬圓、復觀南洋及印度等處狀況、該處地方產出品物、銷于本邦者增加、本邦製品、販于彼地者膨脹、且本邦諸工業、日見發達、擴張于彼地、因之客年中本邦與南洋印度間之貿易、總額七億九千三百九十餘萬圓、較諸上年、實增多三億一千三百二十餘萬圓焉、若就國際滙兌論之、因列國貿易有制限、國際滙兌、亦因此而失常調、雖然我邦與英米兩國之滙兌、因兩國努力、滙兌行情、得保其定、奈東洋諸國、對歐米之貿易、依然超過巨額、欲爲淸算、難免困難

●外國滙兌概況

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本邦對外國之滙兌、因連續超過巨額、且貿易以外、有對支那交關巨款、欲爲決算、以此對英米滙兌之調理未免費手、滙兌行情、屢見昂貴、資金回轉、頗爲不便、滙兌狀態、遂陷危境矣、我政府歷觀諸狀勢、或購入在外正貨、或發行國庫債劵、以幇助滙兌之調節、於國內市面、有買聯合諸國之公債者、有對海外放資者、本行對此狀勢、外焉極力措辦滙兌業務、內焉對國庫債劵、與諸國公債、應募多款、且以本邦資本家之信託寄金、對海外公債爲之放款顧及客秋休戰締約、聯合國解去禁輸、是以貿易配入者、大見增多、我國滙兌上之形勢、漸得恢復、對英米滙兌行情、復呈漸落之趨勢矣

●南支滙兌一班

若就支那滙兌言之、因銀價昂貴、其行情亦見强調、支那諸處、因金融逼迫、駐在支那諸處、本行支店、滙兌調理上、難免多少困難、卽就印度滙兌言之、本邦之棉絲布類雜貨等、輸出者增加、印度棉花輸入者減少、因之印度棉花資金、多有留存、其對南洋地方、彼此滙兌行情、起落無常、其中本邦與爪哇間、滙兌行情、起落懸殊尤甚、至高與至低、差有二成、貿易中人、吃虧難堪本行爲之極力調理、匪唯對南方之輸出、帮助有不憚煩、卽對該地重要產物、如砂糖棉花米等、諸項輸入、亦必使其利便、諸國滙兌事情、如上所云、本行在其中間、一々經辦滙兌業務、頗形進境、客年下半季滙金總額九億五千百四十餘萬圓、較諸上年同季、加多二億四千三百八十餘萬圓、又關于支那借款、與夫南洋放資、本行當客年加倍盡力、其下半期末、現在放資額、實達六千百九十餘萬圓之數焉

●臺銀店舖之新設

至若就本行新設店舖言之、在臺灣客歲、於桃園南投兩處、各設一出張所、桃園以七月一日南投以十一月一日、開辦業務矣、若門司乃南方貿易上緊要之地、是故本年一月開設出張所于彼處、復於暹羅國盤谷籌開分號于其各地、今特爲鄭重報告者、華南銀行之設立也

●華南銀行之重任

南支南洋貿易上、擬以日支合辦組織、設立華僑銀行、爲華僑之金融機關、此事本行多年所倡道、爲之調查研究久矣、玆屆事機圓熟、客歲中計劃合辦銀行之設立、以本島爲中心地、而活動于南支南洋、本行極力帮助俾得進行、招股告完、以本年一月二十九日、得見株式會社合辦銀行之設立、顔之曰、華南銀行、資本一千萬圓、予想該銀行他日必能發揚日支親善之實蹟、且貢献于東洋一帶之通商者、尤多嘉賴、本行亦共期將來加倍努力焉、從此本行業務得以發展、所需資金、多々益善、客歲十月一日實行新股第二回之繳納、以十二月二十二日已全部繳納完訖焉、要之去年下半期、因歐洲時局之變更。支那政爭之不息、國際爲替之變態、內地經濟界之變動等、種々影響于本行業務者實多、然則今日得舉如營業報告書所開之成績、洵可謂之幸事也夫

西洲曰、是篇係臺灣銀行總辦櫻井氏在該行股主總會席上報告演說也、余謂此演說、非等諸机上空談、但就事實而

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

縷述之、舉凡東洋經濟界之狀勢、與夫該行業務之概況、皆見於此、本邦對外國貿易、愈形膨脹、獨占巨利者、祗因時局之好影響、莫之爲而爲者大也、所謂受祿於天者此也、休戰締約、財界不無動搖、竟得安然無事者、由上下咸知警戒、有以致此、臺灣物產配出減少、頗爲缺憾、究竟時勢使然、有非人力之所能爲、最可滿意者、產茶好況對蘭政府、請解禁配、此事賴我帝國領事之力居多、我帝國有此領事、猶雅詩所云有疏附有奔奏、有禦侮者、殊堪欣慰、臺銀對臺灣產物放資額、有二億七千餘圓、巨款如斯、足見我政府獎勵產業、臺灣企業界之發達、出人意外、令人可驚亦可喜、我國對支那南洋、貿易狀況、一年比一年年々迭加、著々隆盛、理也勢也、彼我經濟的親善於此足見一班、外國滙兌、因休戰條約、忽然順調、是可欣幸乎、抑未可欣幸乎、臺銀對支那及南洋放款、有六千餘萬圓、不爲不多、可知該行貢獻于國家的事業、殊匪淺鮮、華南銀行之新設、此舉可爲日支兩國人幸、尤可爲東洋幸焉、總而言之、臺銀經營措置、何著非爲該行圖利藪之宏開、何者非爲我國家謀經濟之遠大、爲私耶爲公、櫻井氏可謂善爲說詞者矣

臺灣金融

▼臺灣金融機關之沿革

臺灣之商業、較諸改隸以前、大有發達者無論已、卽當時之金融機關、亦甚不完全、蓋本島乃農業之地、除二三特產物以外、幾無交易之物品、而重要物產之交易、又皆清商、與洋商所經營、此等輸出商、依託販賣人、對農家融通以資金、俟農產物收成之時、卽以生產物與之結價、此爲本島向來之慣習也

改隸以後、日本中立銀行、卽設分店於臺北、於明治二十八年七月開業、旋於基隆、臺南、各設分店、以擔任辦理國庫金爲主、迨次年十二月、日本銀行、設分店於、臺北、臺南、臺中、嘉義、宜蘭、鳳山、新竹、滬尾、及澎湖島、由中立銀行、承受接辦國庫金事務、然兩者之間、金融機關、皆尙未得完全、亦因當時、改隸之後、爲日無幾、各種之施設未備、故金融機關、尙無活動之餘地、但欲於臺灣、圖經濟界之發達、富源之開發、非先使金融之機關完備不可、是以明治三十年三月、制定臺灣銀行法、及三十二年三月、制定臺灣銀行補助法、於政府特別保護之下、設立臺灣之中央銀行、曰臺灣銀行、是年九月、卽行開業矣

▼臺灣金融機關

臺灣銀行、爲臺灣之金融機關、融通資金於商工業、竝公共事業、以圖開發臺灣之富源、發達經濟、更進於支那南洋各島、爲貿易之金融機關爲目的而設立者、政府限以一百萬圓、承受該行之股份、對此股分、以五年間之配當、充該行之缺損補塡準備金、又以二百萬圓金額之銀貨、五年間無利息借與、爲之保護、且付與發行銀行劵之特權、使之遂行其任務、該行開業以來、努力以完成其事業、或發行銀行劵、以圖調節島內之金融、或任供給產業之資金、以扶掖各種產業之開

發、或改革紊亂之幣制、以圖確立、一面爲中央之銀行、以辦理國庫金、竝應募事業公債、一時借金與政府、以助政府之事業、資總督府財政之運用、與臺灣經濟上之發達、其功績甚爲顯著者也、本銀行之行動、不特島內、對於支那南洋之金融機關、亦遠延及之、無不得收實績之效、現在本行、設置臺北。於東京、大阪、神戶、臺灣之基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿緱、花蓮港、媽宮、及上海、九江、厦門、福州、汕頭、廣東、香港、新嘉坡等處、設置分行、或出張所、此外於倫敦、設代理店、於南洋各島設交易店、以期對貿易之金融上、毫無遺憾焉

臺灣銀行、對於支那南方之施設、於明治三十八年以後、即三十八年中、在厦門、福州、四十二年中、在汕頭、其餘各處、則於大正元年、俱發行與銀元兌換之支給銀單、四十四年中、應承廣東之借款、四十四年十一月以後、爲辦理汕頭海關稅金之事務、革命以後、支那南方之存款、及貸出者、漸次增加、借款爲資本金者、亦甚不少也

在臺灣之普通銀行、則有三十四銀行、臺灣商工銀行、彰化銀行、嘉義銀行等、以從事於一般金融之業務、此外因供放資、以爲勸業之資金者、則有日本勸業銀行代理店、茲略述各銀行之情形於左

日本勸業銀行代理店、在臺灣關於農業之金融、夙經政府、認爲必要、明治三十六年、將日本勸業銀行法、重加改正、對於臺灣、亦得以爲放資、以臺灣銀行、爲代理店、當供給勸業放資之任、其最主重者、對於爲灌漑、開墾、製糖、植林、等之事業、貸與長期低利之資金、其放出之資、恒有千數百萬圓之鉅額

株式會社臺灣商工銀行、因爲臺灣中南部產業界之金融機關、以資本金一百萬圓、於明治四十三年八月、始設立於阿緱、其後經營一般銀行之業務、迨明治四十五年八月、以株式會社臺灣貯蓄銀行、與之合併、於是設本行於臺北、設分行於阿緱、臺南、打狗、花蓮港、兼營貯蓄銀行之業務、現時營業之種目如左

一各項存款、貯蓄存款
二貸與金銀單取折、押滙
三國內國外之滙兌、及代收貨價銀單
四辦理官金公金與各會社之出納、竝代辦他銀行之業務
五寄存金銀、有價證劵、貴重品、爲之保護
六買賣有價證劵、及生金生銀
七保認債務

三十四銀行分店、改隸之初、由大阪中立銀行、派來本島、以任辦理國庫金之事務、旋於臺北、臺南、基隆、設置分店、明治三十二年、以中立銀行、與株式會社三十四銀行合併、於是在臺灣之中立銀行各分店、俱改爲三十四銀行分店、其國庫事務、雖因設置日本銀行出張所、由該出張所辦理、而另命承辦臺北、臺南、桃園、之地方稅金、該銀行資本金、有一千萬圓、於外國滙兌業、有特別之利便、竝對小工業者、供給資金、爲設置資金部、頗爲世人所忻欣者、而該銀行之存款證書、可以爲砂糖消費稅等延納之擔保

株式會社彰化銀行、因明治三十八年中、當臺灣踴躍希圖始創業務勃興之際、而設立者、以大租權補償公債、充爲繳納

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

股份金、資本金三十二萬圓、已經全部繳納淸楚、本行設置於臺中、而臺北、桃園、彰化、南投、則各設出張所、其營業之種目如左

一滙兌銀單、其餘商業銀單之取折

二滙兌、及押滙

三各種存款

四貸與金、及暫時貸與存款以上之金員

五代收銀單金項

六寄存金銀、及貴重之金製品、與證券、爲之保護

七代辦他銀行之業務

該銀行設立之後、因經營不得其宜、一時陷於爲難之境遇、嗣聘用取締役坂本氏、大爲更絃易轍、一新面目、遂致繳納二十圓之股份劵、時價唱至三十六七圓、純益金一年有四成以上、積存金達二十五萬圓、追至大正三年、更增加資本金至一百二十萬圓

合資會社嘉義銀行、於明治三十七年十一月、與彰化銀行同樣、以大租權補償公債、充爲資本金、資本二十五萬圓、已經全部繳納淸楚、該銀行、以與農工商業之金融爲目的、其營業種目如左

一滙兌銀單、約束銀單、其餘各種證券之取折及買入

二滙兌、及押滙

三因交關者之委囑、代收銀單之金項

四各種貸出金

五各種存款、及暫時存款

六買賣生金生銀

七代辦他銀行之業務

八辦理公金(嘉義地方稅)

該銀行、因大正元年間之暴風雨、甘蔗米谷、多被其害、而房屋倒壞者有之、是以領出存款甚多、如小筆之存款、所剩僅有二成左右、然尙得有三萬二千六百圓之利益、至大正二年下半期、因被經濟界之悲境、不得已將該銀行之營業、一時休止、然整理之餘、仍得如從前經營業務焉

除右開銀行以外之金融機關、有信託會社、又於大正二年三月、因發布產業組合法、更有信用組合、此各地方之信用組合、爲臺灣下級金融機關、所不可少者、玆將信託會社、及信用組合、之營業情形、略述於左

帝國信託株式會社、明治四十五年設立、資本金一百萬圓

營業要項

一買賣土地房屋、及介紹

二管理土地房屋

三對有不動產爲抵押者貸與金員、及金錢貸借之介紹

四保認債務

五因協定之方法、受運用資金之信託

六拍賣動產不動產、或應承該委託

七經手販賣米谷、及買賣有價證劵、或爲之介紹

八受託販賣米穀砂糖、及海產物

九代納關稅

十其餘一切之信託事務

臺灣興業信託株式會社　大正元年設立、資本金一百萬圓

營業要項

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

與帝國信託株式會社所經營者、無甚大差

帝國公債信託株式會社、臺灣分部、明治四十三年設立、資本金二十萬圓

營業目的

使一般國民、有帝國四分利之公債、以圖收回外國債、而扶助政府公債政策、設按月攤納之方法、以爲販賣、全國各處、均設有分部、或出張所在焉

臺灣信託合資會社、明治四十四年設立、資本金五萬二千五百圓

營業要項

一管理土地房屋

二買賣土地房屋、或爲之張羅

三受託整理家務

四受託代收債權

五受託販賣商品

六關於人事之調處

七包傭人夫

此外尚有基隆信託合資會社在焉

信用組合、從來各地方之信用組合、爲下級之金融機關、大正二年三月、總督府、公布產業組合法、故各信用組合、循此法規、得以活動於金融機關者也

臺北信用組合、乃明治四十四年間所創立者、以臺北市街內爲之區域、一份之出資五十圓、一人得有二十份爲限、以保持組合員之信用、以出資所積蓄圖融通爲目的、網羅臺北有名之商店、有順序發達之現象也

此外尚有主重之組合、如基隆產業組合、彰化信用組合、嘉義紳民信用組合、鹽水港信用組合、打狗信用組合、阿緱信用組合等是也

臺灣刑法觀

法律者何、保護民權、懲治兇惡之具也、我臺灣改隸以還、已閱念餘星霜、其中治理之方針、雖參酌舊慣、而大概要不外乎吾國之法律中、我國所定法律、乃幾經籌議、詳審精微、原非可以臆見肆批評、但法律乃一定不動之頑物、是在用之者能適其當否耳、鯫生之爲是說也、決非無故而云然、蓋治臺之方法、與治本國之方法不同、臺灣與內地、風俗迥殊、人情各異、似宜於一定法律之中、作變通辦理之法、卽如臺灣之賭博犯、傷害罪、臺人之犯此者、多於母國人、是知島人之性情、與母國人不同之處、其一、島人富有僥倖心、無論貧富男女老幼、競尚賭博、一入彀中、流連忘返、富有者可立致貧窮、貧苦者、非流於作奸行竊而不已、甚至有一種貪慾之輩、不務正業、專以賭博爲生涯、方其幸而得勝也、則奢華浪費、一擲千金而不惜、及不幸而致敗也、始則典質借貸、終則變賣傾囊、迨典無可典、賣無可賣、借又無可借、勢不至爲非作歹而不能、賭博之害、豈淺鮮哉、然近來對於賭博之處罰、其初犯者、僅罰金些少、亦有處以二三圓之科料金而已、似此漠無痛痒之刑罰、彼賭徒何所顧慮、且刑法所云、偶然以金錢博勝敗者、處以千圓以下之罰金、其常習者、則處三年以下之懲役、是初犯者、雖限於法律之範圍、其罰

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

金亦不可太輕、若二度以上、便可謂之常習、常習犯、則當於刑法之範圍內、從重處辦、蓋臺人於刑法之觀念、最忌者懲役刑耳、若處罰較從來加重、雖積久難挽頹風、亦不難潛消於不覺也、其二、島人生性暴戾、除二三曾受敎育者、與有相當之地位者而外、類皆好勇鬥狠者居多、偶有口角、則拳脚交加、動必毆人、甚有以刀棒刺擊者、其行兇之人、初雖無存惡意、而詎有不知人體一經毆殺、則必致受傷之理、萬一不幸、則貴重之生命、失諸轉瞬之間、大悖好生之德、其謀殺故殺者無論已、卽此傷害、與傷害致死之犯罪、刑之量定、亦似宜比從來較重、況刑法所載、傷害人之身體者、處十年以下之懲役、或五百圓以下之罰金、又或科料、其罰金科料云者、乃對輕微之傷害而言可知、若情之較酷者、或因傷而致死者、儘可於前揭之範圍內、從重處辦、使之有所顧忌、臨事吞忍、不敢動肆其兇惡之心、則傷害犯罪、必漸減少矣、誠以犯罪之人、如人之染病者然、刑法若藥石然、裁判官如醫者然、人而有疾、固非藥餌不爲功、而藥餌又非醫師不能用、故欲療疾、必賴藥石以治之者無論已、譬如人染沈疴、則必下以急劇之劑、病雖沉重、不難霍然、如不審其症之輕重、惟投以普通之劑、安望能奏奇效哉、吾故曰、急欲治疑難之症、必須下非常之藥、是在醫師之調度得宜耳、況刑法雖有一定不易之範圍、而於範圍內、對犯罪者之減輕加重、乃裁判官享有之自由特權、果能斟酌得其宜、則無殊醫師之治疑難症、用藥適度、勿藥有喜、可立而待也

附記　右陳二端、乃作者常所聞見之事、故有感而言、或足供執法者之參考、亦因時制宜之要務、以收刑法之效果、初未嘗有懷偏見而云然也、閱者諒之

日本詩運之推移

詩經序云、詩者志之所之、在心爲志、發言爲詩、又云正得失動天地、感鬼神、莫近于詩、先王以是經夫婦成孝敬厚人倫、美敎化、移風俗、於戲、大哉是言、先王以大雅資政治、以小雅律家庭、聖賢亦以此爲六經之一、詩始于虞舜之歌、周代有風雅頌、楚爲離騷、以及漢代五言、起于蘇武李陵、七言始于武帝之柏梁、入于魏晋、修辭尤盛、迄于齊梁、巧麗極矣、降至唐朝、聲律整頓、格式乃定、又降至宋元明淸、風格音調、變遷異同、雖然支那歷代詩學一道、日就月將、緝熙光明矣、我皇朝之詩、始於大友皇子所詠、皇明光日月、帝德戴天地之詩、歷代御詠、辭意燦然、皆莫非爲親民之宗旨、然而奈良朝之詩體、近于齊梁、平安朝、則近于白樂天、如小野篁、阿部仲麿、菅原道眞、島田忠臣等、推爲巨臂、及至室町時代、禪學興隆、是以唐之高僧寒山齊己善月等之詩、流行于我國、宋之契嵩惠洪蘇東坡朱晦菴等之詩、膾炙于人口、而五山之緇流、義堂寂室絕海等前後呼應、可謂一時充盛矣、又降至德川時代惺窩唱儒道、丈山傳詩風、當此之時、二程子、朱子、陸象山、王陽明等之學術、盛行國內、是以學者之詩、皆有儒家氣象、如南海白石順庵諸儒、前後相映、明之李滄溟、王元美之修辭說、尤極彪炳、於是詩風又一變矣、入于寬政、朱子學普及全國、以故宋詩之風格復興焉、寬齋詩佛五山、唱于東、茶山杏坪淡窓振于西、山陽

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

星巖相繼而起、以唐宋之詩格爲經、以明淸之調律爲緯、而開拓明治之詩運、然而淸詩之流行、莫盛于明治時代、以上所述者、皇朝與支那詩運推移之一斑耳、世人或曰、詩者彫蟲之小技、非大丈夫之所宜學、洵如是言、安知先王所以以詩用于政治及家庭、關天地之微妙、資人道之倫常乎、苟翫味風尙則可知時世之變遷、與夫政敎之得失焉、然則、詩豈可以微末視之哉

●詩觀

寄懷人遊中華在西湖　池谷觀海（孟進）

衣冠變左衽。百年胡氛侵。可憐淸人祚。一朝若驚禽。山川王氣盡。呂袁早生心。爾來蠡起將。干戈爭芥鍼。縱無盜名字。天下苦兵淫。肝膽皆吳越。不屬如商參。君遊乘此際。談笑寓縱擒。近在西湖上。勝境步水潯。煙嵐依稀是。賢古感應深。眼前成敗事。衆口徒鑠金。誰進爲武穆。慷慨拯陸沈。誰退爲和靖。恬澹臥梅林。誰追宣公議。引誼能論今。丈夫思餘烈。出處堪仰欽。不然似道輩。挾勢汚碧岑。蚌鷸忘漁父。直尺欲曲尋。江河天所劃。或疑分君臨。春秋大一統。但是王者箴。前路猶艱險。驛亭幾晴陰。歸來富有策。願聞堂堂吟。

芳山懷古六首　淺田瀫橋（吉）

枉將歌舞賺僧兵。遷步崎嶇不可行。山岳途窮迷處所。乾坤運盡見堅貞。酸寒苦雪三冬別。思慕縲絏一曲情。吹起春風千古恨。藏王堂外落花經。

行宮遺趾一傷情。憶至當年涕淚傾。落日江山支半壁。腥風土窟壞長城。文章未頌中興業。劒戟重開兩統爭。憑弔勤王諸將迹。英魂留在萬株櫻。

香雲豔雪萬千枝。滿眼春光移步遲。大岳于今肇國軸。名花維昔護皇基。奇愁未必生奇想。好景誰能著好詩。惆悵延元陵下路。風寒月黑夜淒其。（吉野山奥大峯一名國軸峯）

誰昔南巡駐翠華。行宮遺跡野僧家。暖風晴捲長天雪。香霧春蒸萬壑霞。書裏溪山存勝概。史中人物惹悲嗟。千秋遺恨御衣袖。松露未乾逕落花。

懷古百端誰與論。春山遊遍已黃昏。烟塵四海衣冠淚。花木三朝雨露恩。孤客臨風悲往迹。一鵑啼月度前村。落紅滿地無人掃。中有英雄未死魂。

山中御夢感南柯。舉族誠忠竟奈何。一字香壇鐘鼎迹。雙行啼淚梓弓歌。春雲萬朶連幽谷。夕日千林照大河。花落鶯啼獨懷古。南風輸與北風多。

吉野觀梅　松平破天荒（廣國）

歷落山中村。環以玉川水。藍光斷復連。林樾遙迤邐。竹外迤小橋。寒烟隔隝起。茅舍皆依梅。苔徑迷彼此。幽處花逾繁。一白十餘里。溷玉鳴淙淙。瀉入橫斜裏。沙石明如浮。游魚唼落蘂。天地瓊瑰凝。靈氣浹骨髓。恍惚形神空。獨立太古始。悵然惜短景。臨歸猶徙倚。花氣濃濃深、失却暮山紫。